

令和八年山形県議会六月定例会予算特別委員会会議録

令和八年六月二十四日（水曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十名）

石川	渉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
小松	正和	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	木学	委員
伊藤	香織	委員
関	徹	委員
江口	暢子	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
石塚	慶	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
今野	美奈子	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
矢吹	栄修	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
煤津	博士	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
森田	廣	委員
欠		

員（一名）

説明のため出席した者

知事	吉村 美栄子 君
副知事	高橋 徹 君

副知事	折 原 英 人 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	小 中 章 雄 君
みらい企画創造部長	沖 本 佳 祐 君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	相 田 健 一 君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	城戸口 一 子 君
産業労働部長	遠 藤 和 之 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	大 瀧 亜 樹 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会事務局長	金 丸 利 博 君
労働委員会事務局長	高 橋 礼 二 君

午前 十時 零分 開 会

○五十嵐委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は

齋 藤 俊 一 郎 委 員
矢 吹 栄 修 委 員

のお二人にお願いいたします。

本委員会では、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

発言の順序は私から指名いたします。

この場合、申し上げます。鈴木学委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。
鈴木学委員。

○鈴木委員 おはようございます。自由民主党会派の鈴木学でございます。まずもって、予算特別委員会にて質疑の機会をいただきました自由民主党会派の先輩諸兄、同僚議員に感謝を申し上げます。また、今日は質問が多数になっておりますけれども、焦らずじっくり質問させていただきたいと思います。

まず初めに、自衛官に係る国会審議に対する知事の所感についてお伺いしたいと思います。

現在、ロシアによるウクライナへの侵略や中東情勢の悪化等、世界情勢は大変不安定になっておりまして、我が国を取り巻く安全保障環境も一層厳しさを増しております。そのような中、自衛隊は、国防を第一としながらも、全国各地で自然災害の激甚化・頻発化や、鳥インフルエンザ、豚熱など、多岐にわたる事案の対応に当たっておられます。

令和六年七月に本県で発生した豪雨災害においては、陸上自衛隊から延べ二千三百十八人の自衛官が人命救助活動に従事するなど、県民の生命・財産を守るため力を尽くしていただきました。また、令和六年に南陽市・高畠町、本年三月に東根市において発生いたしました林野火災では、県からの災害派遣要請を受けた陸上自衛隊が消火活動に加わり、ようやく鎮火に至りました。

このように、これまでも山形県では自衛隊から様々な支援協力を受けておりまして、その結果として、自衛隊と県民との信頼関係が醸成されてきたと考えております。

そのような中、国会参議院決算委員会の審議におきまして、先日、野党議員の質疑の中で、「自衛隊に行く子供たちって経済的に厳しい子供たちが行くんですよ。豊かな子供たちは自衛隊とかなりませんよ」との差別的な発言があり、偏った見方であるとともに、自衛官並びに自衛官の家族や、将来、自衛官を志している方々にとっても大変心ない発言だと受け止めております。自衛隊の方々に大変お世話になった県民の一人としても、非常に悲しい気持ちにな

りました。

山形県内での自衛隊の募集活動にも影響を与えかねないゆゆしき発言であると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○五十嵐委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。お答えいたします。

自衛官の皆様には、我が国の平和と独立を守るという重責を担い、日夜任務に精励され、国民生活の安全安定に大きく寄与していただいております。その任務は、国土防衛にとどまらず、例えば、東日本大震災のときに尽力されたことなど、国民の記憶に今でも鮮明に残っているものと考えております。

県内では、令和六年七月の大雨に伴う救助救援活動や、今年三月に発生した東根市の林野火災における消火活動など、本県からの災害派遣要請に幾度となく応えていただいております。大変心強く思っているところであります。

また、海外における国際平和協力活動など、広範囲にわたって活躍いただいております。自衛官に対する国民・県民の期待と信頼はますます大きくなっているものと認識しているところであります。

こういった中で、議員御指摘のような発言が国会審議の中であったということにつきましては、報道で知る限りで詳細は承知をしておりますが、志を持った自衛官や御家族、関係者の心情に配慮を欠く大変残念な発言であったというふうに考えております。

○五十嵐委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 御答弁ありがとうございます。

自衛隊というのは、当然ながら、国民と、そして国民の代表たる政治家の下で、シビリアンコントロールの下で活動をされています。それを、忠実に指揮命令系統を守り活動されているという意味では、指示を受けて、命令を受けて活動するということで、主体的に活動することに関してはいろんな制約もかけられているわけでございます。

そういったことでいうと、日頃訓練をして、力強い肉体も持っておりますし、精神も備えられると思いますけれども、誤解を恐れず言うならば、ある意味でその立場は弱いというふうにも思っております。

だからこそ、政治家であり国会議員の方々には、その立場を守る義務もあると思います。そして、その活動に対しても、おのずと敬意と感謝が生まれるものだとは私は思っております。

そういうことでいえば、今回の発言には非常に愕然といたしましたし、一方で、我が県としては、しっかりと自衛隊の活動・立場を守り、応援していかなければならないと思っております。

本年二月定例会、三月十七日に、自衛官の処遇改善に関する意見書も我が県議会では可決し、国に提出したところでございますが、これからも、執行部の皆様にも、ぜひ自衛隊の活動について深い御理解を賜り、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

政府が進める重点投資対象十七分野への所感についてお伺いしたいと思います。

折原副知事におかれましては、間もなく就任をいただきまして一年がたちます。この間、副知事におかれましては、山形県勢の発展のために御尽力をいただいておりますことに心から敬意を表する次第でございます。

折原副知事は、埼玉県のお出身ということでございますけれども、私も大学から関東、栃木県の宇都宮市に住みまして、そしてその後、就職にて東京に出て、十五年ほど県外にいました。その後、山形に戻ったときには、生まれ育ったときから見ている山形の景色が違って見えまして、また、これまでに気づかなかった山形県の魅力、例えば、自然がもたらす景色や食、受け継がれてきた地場の産業など、様々なすばらしさがあると気づかされました。山形県にいたからこそ当たり前になってしまい気づかない魅力があることを山形に戻ったときには再認識させられました。

そこで、今回の質問は、あえて山形県にお越しいただいた折原副知事の目線から、山形県の可能性をどのように感じておられたかという観点で御答弁をいただきたいと思ひまして、質問をさせていただきます。

昨年十月に高市政権が誕生するとともに、日本成長戦略本部が設置されました。経済の成長は当然のことながら、世界的なリスクや社会課題に対し、先手を打った官民連携の戦略的投資を促進し、製品、サービス及びインフラの提供を行っていくという危機管理投資と成長投資を念頭に置いた十七の分野に集中して投資することにより、強い経済の実現を目指すことが大きなポイントとなっております。

また、この戦略十七分野を実効力のあるものにするため、八つの分野横断的課題への対応、いわゆる横串を設け、投資や成長の制約となる規制の緩和や構造改革、基盤整備を行い、一体的に推進していくこととしております。

十七分野、非常に数が多いので、資料として提出をさせていただきました。画面のほうを御参考にしていただきたいと思います。(画像を示す)

この十七の戦略分野を確かなものにするため、地域未来戦略本部におきまして、成長基盤となる戦略産業クラスターを形成していくこととなっており、先月行われました地域未来戦略に関する関係副大臣等会議にて、全国の都道府

県をまたぐ十の地域に分け、それぞれ重点を置く産業分野を設定し、大規模投資を呼び込む計画の素案が提示されました。

それが次の資料になります。(画像を示す)

この計画の素案には、各地方ブロック別に十七の戦略分野に合致する産業から先行した取組事例が選ばれており、東北地方では、「半導体」「モビリティ」「GX・エネルギー分野」が戦略産業クラスターを形成することになるかと思いますが、単に国が示した戦略分野に参加することが目的ではなく、それらを活用して地域の発展につなげていくことこそが重要でございます。

そこで、本県が全国の地域と比較した際にどのような優位性を発揮できるかお尋ねいたしますとともに、あわせて、この十七分野のうち、今回指定されなかったほかの分野についても、山形県が可能性を秘めている分野はどのような分野か、県外での行政経験を踏まえ、副知事から見た本県の強みや可能性をどのように捉えておられるのかを折原副知事にお尋ねいたします。

○五十嵐委員長 折原副知事。

○折原副知事 政府が進める重点投資対象十七分野への所感についてお尋ねでございます。

山形県といたしましても、地域未来戦略における三つの類型の計画、これは戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画、地場産業成長プラン、三つあるわけでございますが、この支援メニューをフルに活用して、産業クラスターを戦略的に形成して大規模な投資を呼び込んでいく、それから、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援していく方針でございます。

これら計画の策定に当たりましては、先ほど委員からございました十七の戦略分野に限らず、山形県における産業クラスターの有望分野を特定した上で、それぞれの計画の要件とか支援メニューに応じまして、それぞれの計画に位置づけていくといったアプローチを考えてございます。

山形県における有望分野について考えを申し上げますと、これまで山形県では、半導体産業や自動車産業が立地して、基幹産業として地域の経済を牽引してきたものと承知をしております。

特に近年は、半導体産業を中心とした投資拡大が進んでいると承知をしております。ソニーセミコンダクタマニュファクチャリングなどのグローバルトップ企業が集積しておりまして、付加価値額が全国一位、製造品出荷額等が全国四位となっております。

他方、自動車産業につきましては、これは数字として、輸送用機械器具製造業で見ますと付加価値額が全国三十四位、製造品出荷額等は全国三十五位となっておりますが、百年に一度の変革と言われるCASE（ケース）、これはコネクテッド・オートメーテッド・オートノマス・シェアード・アンド・サービス・エレクトリフィケーションの略でございますけれども、それからMaas（マース）、モビリティ・アズ・ア・サービス、こういった動きにも対応した地域サプライチェーンを担う企業の変革が必要でありまして、サプライヤーに対して、事業転換、それから技術の高度化、こういった支援を行っていく必要があると考えてございます。

これらの産業を支える高度なものづくり技術、これは山形県のものづくり産業の伝統技術を継承して、先端技術に応用したものであると承知をしております。イノベーション力の源泉となるものと考えてございますので、伝統工芸品産業を含めて、人材の育成・確保、それから安定的な生産基盤の構築、こういった支援を行っていく必要があると考えてございます。

それから、エネルギー産業につきましては、日本海沖に洋上風力発電が案件形成されるといった動きもあります。脱炭素エネルギーのポテンシャルが高い地域だと承知をしております。地域企業の洋上風力関連産業への参入も期待されるとともに、脱炭素エネルギーの立地地域への産業集積を進めまして、立地地域の裨益を高めるということが重要であると考え、脱炭素エネルギーを核とした産業クラスターの形成を目指すこととしてございます。

また、バイオに関する先端技術の研究開発拠点として鶴岡サイエンスパークがあるわけでございますが、先端的な研究の成果を基に、数多くのベンチャー、それから人材が集積しております。新しい技術、製品、サービス、こういったものを生み出している成功モデルであると受け止めております。今後も、バイオ、先端医療、フードテックといった分野で企業や研究機関などのさらなる集積が期待されると考えてございます。

それから、山形県の基盤産業である農業につきましては、米、果樹に強みを持っております。食料自給率が一四八％で全国三位の食料供給基地として重要な役割を果たしており、我が国の食料安全保障の一翼を担っていると考えてございます。スマート農業機械の導入や農地の大区画化、こういったスマート農業インフラを整備するといったことと併せて、ブランド化を図っていくということによって、生産性の向上、それから高付加価値化を一体的に推進していくということが大事だと考えてございます。

また、こうした生産基盤が支える食産業と観光産業、これは互いに大きなシナジーを持っている産業であると考えてございます。観光産業は、我が国においては自動車産業に次ぐ輸出産業であるということにも鑑みますと、山形県

においても基幹産業になり得るポテンシャルを持っていると考えてございます。山形県は、現在、観光庁が選定した地方における十四のモデル観光地の一つに選定されて、高付加価値なインバウンド観光地づくりに取り組んでいるところで、今後のインバウンド需要の拡大が期待されます。

これと併せて、文化・芸術産業、それからコンテンツ産業、こういったものにつきましても、観光産業との連携などによって付加価値を高めていくことが重要であると考えており、こちらについても、人材の確保・育成、それから安定的な生産基盤の構築といった支援を行っていく必要があると考えてございます。

こういった取組を下支えするために、空港、港湾の機能強化、道路、鉄道ネットワークの充実、工業団地、工業用水の確保、河川の流域治水対策といったインフラ整備が重要であると考えてございます。

これらの取組やプロジェクトを核とした産業クラスターの形成につきまして、先ほど申し上げました戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画、それから地場産業成長プラン、この三つの計画に位置づけまして戦略的に支援をしていくことで、地域経済の発展を目指すこととしたいと考えてございます。

なお、本県が全国の地域と比較した際にどのような優位性を発揮できるかというお尋ねございましたけれども、これにつきましては、それぞれの計画を策定するプロセスで具体的に検討しまして、それぞれの計画において目指すべき成果として設定するということを考えてございます。

以上でございます。

○五十嵐委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私が思っていたよりたくさんの山形のいいところを挙げていただきまして本当にうれしく思っております。

今挙げりました中でも、バイオ、先端医療、フードテック、農業関係、観光関係、いろんなことを挙げていただきましたけれども、ちょっと国の言うことに対して、失礼ながらですけれども、私も、何で食とフードテック、東北指定されていないんだという思いが個人的にはありまして、非常に残念な思いもあるんではありますが、一方で、例えばなんですけれども、この表の中に、関東地域に食、フードテックというのが指定されています。

これは、栃木県のほうに食品加工ですとかフードテックに取り組む会社がある程度集積しているということから、関東でこれが指定されたと同っておりますけれども、例えば、そういった十七の戦略分野に我が県が指定されていなくとも、隣接する圏域のほうで集中投資が行われれば、それは山形県とか東北にも非常に可能性が出てきますし、距離的に仮に遠い場合であっても、日本のどこかでこの十七分野においては積極的な投資が行われるわけですから、山形にもいろんな形でチャンスが巡ってくると思っておりますので、そういったこともらんで、先ほど副知事からいただきました地域産業クラスター計画なども、歩調を合わせてつくっていただきたいと思いますと思っております。

折原副知事、ありがとうございました。

それでは、今御答弁にもありました地域未来戦略における地域産業クラスター計画についてお伺いをしたいと思います。

画像資料、次に移らせていただきまして、（画像を示す）先ほど御答弁でもございましたように、地域未来戦略におけるAの戦略産業クラスター計画、こちらは国が主導し、十七分野に沿って設定をされております。

一方で、このBの地域産業クラスター計画におきましては、都道府県知事が主体となって計画を策定することとなっております。地域の成長産業を重点的に支援し、産業集積の形成や生産性向上、雇用の創出や賃上げ、移住・定住などにもつながる重要な取組であると認識しております。また、地域産業クラスター計画に基づき、関係省庁が補助金の審査をする上での優先的考慮や加算措置も検討されておりました、国からの大きな支援が受けられることが期待されます。

本県には、食品製造業や精密機械産業、有機エレクトロニクス関連産業など、高い技術力や競争力を有する産業が集積しております。一方で、人口減少に伴う国内市場の縮小が見込まれる中、地域経済の持続的な成長のためには、県内需要のみならず、国内でのトップシェアを目指し、さらには海外市場を取り込み、輸出拡大や海外展開を進めていく視点も重要であると考えます。

県では、この地域産業クラスター計画において、本県のどのような産業分野を成長の柱として位置づけ、輸出拡大や海外展開を通じて強い地域経済の実現につなげていく考えなのか、また、国は、この計画を、各都道府県に対しまして、七月をめどに第一回目の計画素案の取りまとめを求めていると承知しておりますが、現在の地域産業クラスター計画の検討状況と今後の策定スケジュールについて、併せて産業労働部長にお尋ねいたします。

○五十嵐委員長 遠藤産業労働部長。

○遠藤産業労働部長 地域未来戦略における地域産業クラスター計画につきまして御質問いただきましたので、御答弁させていただきます。

あらゆる産業分野での人手不足の深刻化に加えて、国際情勢の不安定化による原材料価格の高騰など、変化が激し

く先行き不透明な社会経済情勢の中にありましても、県内産業を持続的に成長・発展させていくことが重要でございます。

政府は、先ほど御紹介ありましたけれども、三つの類型の計画で構成する地域未来戦略を本年夏を目途に取りまとめることとしておりまして、都道府県が策定主体となります地域産業クラスター計画は、製品・サービスが海外輸出で外貨を稼ぐ、または国内で上位シェアを目指すものであり、政府の支援策を優先的に活用できることとなるとお聞きしております。

一方で、昨年三月に策定しました本県産業振興の指針であります山形県産業振興ビジョンにおきましては、日本全国、ひいては世界で受け入れられる仕組みや製品、サービスなどの様々な価値を創出し、地域の魅力向上と地域経済の好循環を実現していくことを目指しております。政府の地域未来戦略と方向性を同じくしております。このため、県では、産業振興ビジョンをベースとして地域産業クラスター計画を策定することとしまして、政府の施策を活用しながら県内産業をより成長・発展させていきたいと考えております。

具体的には、産業振興ビジョンにおいて強みのある分野と位置づけておりまして、山形県において産業クラスターの形成が有望視される分野を盛り込みたいと考えております。地域産業クラスター計画では、重点支援する企業等を具体的に選定する必要がありますので、今後も設備投資していく企業等がある産業分野での計画策定を検討しており、現在、付加価値額が全国一位を誇る半導体関連産業や、世界最先端の技術を有するバイオテクノロジーなどの分野を想定して、検討を進めているところでございます。

今後は、政府における第一弾の取りまとめ期限とされております七月中旬に向けまして、有識者会議を開催し、専門的かつ客観的な観点からの御意見や御助言をいただきながら、計画素案を取りまとめまいりたいと考えております。

県としましては、地域産業クラスター計画の策定と着実な実行により産業集積や付加価値向上を図り、東北のみならず国内で確固たる地位を確保し、本県産業全体の振興につなげていけるようしっかりと取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 御答弁ありがとうございます。

今答弁の中で、半導体、バイオということで具体例二つ挙げていただきました。もう間もなく、あと三週間ほど、七月十五日ぐらいが締切りになるのではないかと伺っておりますけれども、この二つのみということでしょうか。もし可能な限りお答えいただけるのであれば、もう少しほかに検討されている項目があれば具体的に教えていただければと思います。

○五十嵐委員長 遠藤産業労働部長。

○遠藤産業労働部長 この二つに限った話ではありませんで、まず今検討を進めているのはこの二つの分野ですが、そのほかにも幾つか検討中のところもありますけれども、ちょっとまだ今調整中でございますので、具体的なところはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○五十嵐委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。では、七月の中旬を楽しみに、ただ、国のほうの支援も受けられるということでありますので、可能な限り、執行部の皆さん大変かと思いますが、できるだけ多分野での申込み、そして採択を目指していただきたいと思います。

次に、地域未来戦略の地域産業成長プランのC、地場産業成長プランについてもお伺いさせていただきたいと思います。

地域産業クラスター計画は、県全体の成長産業の育成を目指すものである一方で、地場産業成長プランは、地域に根差し、魅力あふれる農林水産、食品、伝産品、観光やスポーツなどの資源価値を高め、地域経済の活性化につなげていくとともに、これまで活用されていない地域資源の発掘や新たな活用を促す取組であると認識しております。

例えば、私の地元におきましても、山辺町の緞通やニット産業のように、長年培われてきた技術や強みを有する産業があるように、県内各地にそういった地場産業が存在しております。こうした産業は、地域の雇用や経済を支える重要な存在でもあり、今後その価値をさらに高めていくことが期待されるところであります。

そのためには、それぞれの地域の実情を最もよく把握している市町村との連携が重要になるものと考えます。

五月には、国から地域産業成長プランの策定依頼があったかと思いますが、地場産業成長プランの策定に当たり、県では市町村とどのような協議や意見交換を行っているのか、また、地域ごとの特色ある産業につきまして、市町村とどのように連携しながらプランに反映し、今後の成長につなげていく考えなのか、産業労働部長にお尋ねいたします。

○五十嵐委員長 遠藤産業労働部長。

○遠藤産業労働部長 お答え申し上げます。

地域未来戦略の中では、先ほど申し上げました地域産業クラスター計画のほか、地場産業の付加価値向上と販路拡大を目指した地場産業成長プランも、県または市町村が主体となって策定することとなっております。

プランの策定に当たりましては、市町村から様々な意見をいただいております。「県の計画に市町村の意向を盛り込んでほしい」などという意見をいただいております。今後も引き続き意見を伺いながら策定を進めてまいりたいと考えております。市町村が策定主体となることもできますので、県では、市町村から策定に関する相談があった場合には、それに対応しているところでございます。

県内には地域に根差した数多くの特徴的な地場産業があり、これらは本県の強みでありますとともに、本県産業の発展に欠かすことができないものと認識をしております。県としましては、地場産業成長プランを市町村と連携して策定し、本県産業の持続的発展につなげていけるようにしっかりと取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 市町村の御意見、考え方というの、一緒になって検討していただいているということではあったんですけども、国のほうにおいては、県と市町村が同じような施策を二つ同時に出すことはやめて、限りなく同じような形でまとめて、意見調整をした上で出してきてほしいという意向があることも伺っています。そういった中で、県のある程度素案が早めに市町村に示されれば、それに基づいて、関係しないような産業を地場産業プランで市町村のほうから出していくとか、そういった行動ができると思うんですが、一部基礎自治体のほうから、六月中に県の素案が示されて、それに対して意見を述べる機会があったり、そういうのがあるということも伺っています。素案自体をできるだけ早く、六月中ということでありまして、あと一週間程度でありますけど、早めに出していただいて、市町村と連携が取れるようにしていただきたいと思いますので、ぜひその点よろしく願いたいと思います。

部長、どうもありがとうございました。

次に、幼保小連携について伺いをしたいと思います。

幼保小連携は、近年、文部科学省でも重要視しておりまして、「幼保小の架け橋プログラム」として、子供に関わる大人が立場を超えて連携し、義務教育期間開始前後の五歳児から小学校一年生の二年間のかけ橋期にふさわしい学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目的としております。

幼児教育は、集団生活の中で社会性を身につけることや、遊びを通じて好奇心や自主性、考える力を養うことを主としておりますが、幼児教育にて育まれた資質や能力が、その後の学習の基盤となるよう、また、小学校入学後の学校生活に円滑に接続されることが重要であります。

我が県も、以前より幼保小連携に取り組んでおられると承知しておりますが、国におきましては、令和四年から「幼保小の架け橋プログラム」のモデル地域を公募し、調査研究を行ってまいりました。その結果、モデル事業を行っている自治体では、幼児教育施設、小学校ともに、教員等の子供への関わり方や指導に変化があり、小学校入学後の児童が主体性を発揮する姿や、友達と協働的に関わる姿が増加するなど、様々な成果が報告された一方、全国的に見ますと、自治体によって取組状況に差があることなどが課題であるとしております。

このような状況を受けまして、令和六年には、教育委員会が中心となり、各地域における「幼保小の架け橋プログラム」のさらなる推進に向けて、国の事業等を積極的に活用するとともに、かけ橋期の教育の充実に取り組むよう事務連絡が発出されました。

このような状況の中、本県では、今年三月に山形県幼児教育推進ビジョンを策定するとともに、四月から、山形県幼児教育センターを設置したと伺っております。

また、かけ橋期に関わる関係者が連携しつつ、それぞれの役割を的確に果たしていくことが重要と考えます。

同センターの狙いと取組状況を併せて、今後どのような幼保小連携体制を構築していくか、教育長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 幼保小連携の推進について御質問いただきましたので、お答えをいたします。

幼児教育では、遊びの中での豊かな体験を通して興味関心を高めながら主体性を育むとともに、他者との関係性を広げていくということが重要視されます。一方、小学校に入学すると学習の要素というものが大きくなるとともに、教育活動の中で社会的なルールについて意識される場面というのも増えてくることから、その変化になじめない児童も見受けられるところであります。そのため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための配慮というのは極めて重要であると考えております。

県教育委員会では、これまでも、幼児教育施設と小学校、市町村の担当部局と連携して、研修や協議会等を開催して改善を図ってきたところでありますが、小学校低学年において不登校児童数に僅かながら増加傾向が見られるなど、まだまだ改善の余地があり、これはしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

このような中、令和四年に文部科学省より、五歳児から小学一年生のかけ橋期の子供に、学びや生活の基盤となる力を育むことを目的として、「幼保小の架け橋プログラム」が示されました。このプログラムは、幼児教育施設と小学校のほか、所管する教育委員会や市町村担当部局などの関係者が、立場を超えて一層連携を進めていくということを求めているものであります。

これらのことを踏まえまして、県教育委員会では、今年三月に、「一人ひとりのよさや可能性が伸びる質の高い幼児教育の実現」、これを目標とする山形県幼児教育推進ビジョンを策定するとともに、今年度から、しあわせ子育て応援部と連携いたしまして、このビジョンを実現するための中心的組織となる山形県幼児教育センターを設置いたしました。

本センターでは、幼児教育施設の園長や、あるいは小学校校長等の豊富な経験を持つ方十名を幼児教育アドバイザーとして任命いたしまして、各施設等に派遣して、それぞれの実施上の課題等に着目して、教育・保育の質の向上を図るための専門的な指導・助言というものをを行います。

また、保育者等と小学校教諭による合同の研修会におきまして、コーディネーター役として、幼保小の円滑な接続に関わる共通理解の促進を図ってまいります。

さらに、幼児教育センターが主催者となって、かけ橋期の子供が無理なく学びを進められるようなカリキュラムの開発に向けて、市町村教育委員会や市町村の子育て部局の関係者を対象とした研修会を開催いたします。

県教育委員会といたしましては、このような幼児教育センターの機能を最大限に活用して、幼児教育施設、小学校、市町村の担当部局等がそれぞれの役割を果たしながら、かけ橋期の円滑な接続が推進されるよう連携体制の強化を進めてまいります。

○五十嵐委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、教育長から御紹介をいただいたとおり、低学年のお子さんでも若干不登校傾向が増嵩にあるということで、こちらのプログラム、モデル事業として採択した自治体では、不登校まではいかないまでも、小学校の生活に慣れなくて、まだ学校にちょっと朝行きたくないというような、いわゆる登校渋りの児童さんが、ほかの自治体に比べて三三・五ポイントから四九・九ポイント改善したという高い結果が出ておりますし、このプログラムの重要性の一つとして着目されるポイントではないかと思っております。

また、今御紹介いただきましたセンターを設置していただいて、十名の経験豊富な方が指導・助言に当たっていただけたということでありましたけれども、資料を見ていただくと分かりますが、（画像を示す）山形県、実はこのセンター設置としては後発でございます。残一桁というところで、四十県程度がもう昨年のうちに設置をされていたということで、そこを別に非難するわけではなくて、後発であるがゆえに、他の県または市町村のいいところを参考にできるというメリットもあります。

合同の研修なども実施していただけるということでありましたけれども、他県・他市町村でいいますと、例えば、幼稚園の先生が小学校に、そして小学校の先生が幼稚園に参観に行き、どういった勉強を教えているのか、どういった生活指導をしているのかというのを理解し合ったり、または幼稚園教諭を教育委員会で採用して小学校に配置するといった思い切ったことをされている自治体もございますし、はたまた中学生まで一緒になって、保育園と小学校と中学生と一緒に地元の特産物を栽培して、お兄ちゃん、お姉ちゃんに慣れもらおうというような形、もしくはお兄ちゃん、お姉ちゃんからすれば、小さい子供をどうやって見守り、いろいろ教えたりするかというようなプログラムを構築しているような自治体もあると伺っております。

ぜひ他県事例も参考にさせていただきながら、これからのセンターの活動がより一層深みのあるものになることを期待しております。

どうもありがとうございます。

次に、県民の森について伺いをしたいと思います。

質問に入らせていただく前に、高橋農林水産部長に一言御礼を申し上げます。

昨年、一昨年と、高温少雨によりまして、サクランボの生産量は二年連続で一万トンを下回るということで、生産者はじめ関係者の方々は大変な御苦労をされてまいりました。

昨年も高温がありましたけれども、一昨年とは違いまして、高温の予報が出るや否や、早期のもぎ取りの呼びかけを行っていただいたおかげで、生産者の方々からは、「被害を最小限にとどめることができた」という声をいただいたほかにも、高温障害に対する補助を受けて遮光などの対策を行った農家さんからは、「今年、対策をできた園地では双子果が大分少なくなった」という話も伺いましたので、この場をお借りしまして、高橋部長はじめ農林水産部の皆様の御尽力に御礼を申し上げたいと思います。

ただ、本年も、四月に霜被害を受けた園地や、先月には強風によってビニールが飛ばされたり、ハウスが変形するなどの被害に遭われた方々もいらっしゃいます。そういった方々が生産を諦めないよう引き続き御支援をお願い申し

上げつつ、今夏には生産量が一万トンを大きく超えることを願ひまして、本題に入らせていただきたいと思います。

私が当選をさせていただきまして一番初めに予算特別委員会にて質問させていただいたのが、県民の森についてでございました。

やまがた森林ノミクスの推進や二〇五〇年のカーボンニュートラル達成のためにも、県民の共有財産であり、多くの恵みをもたらしてくれる森林の大切さや保全活動を学ぶ木育を推進し、森林に対する関心を高めていくことこそが川上の政策として重要であり、それぞれの県民の森の特性をどのように生かして、利用者の増加を目指していくのかという内容でございました。そして併せまして、村山地域にある県民の森について、老朽化した施設の修繕計画の策定や、トイレの洋式化やバリアフリー化の必要性についても訴えつつ、お尋ねをしたところでございます。

当時の地主農林水産部長からは、「老朽化等によりトイレや木製フィールドアスレチックの一部などが故障・破損している」とした上で、「緊急性の高いものから優先順位をつけて計画的に修繕等を行い、利用者が安全に、安心して利用できるように努めてまいりたい」という旨の御答弁をいただきました。

しかし、現在までに、フィールドアスレチックや展望台の修繕、屋外トイレの洋式化やバリアフリー化は進んでおりません。三年前から比べますと、むしろ使用できなくなった施設設備が増えている状況にございます。

資料を御覧いただきたいんですが、(画像を示す)まずこのマップ、県民の森全体を示したものであります。左上に白鷹山がございまして、少年自然の家、右下のほうにありますけれども、こちらのほうまで非常に広範囲を指定されておりまして、中心となるのがこの森林学習展示館、中央広場というところになります。この中心の施設のほかに、各湖沼の近くに公園であったり、「④」のところには湿生植物園などがあったり、各山々の上には見晴らし台、展望台などが設置されております。トイレも各駐車場施設があるところには多く配置されておりまして、八か所、屋外トイレも設置されているということになっております。

ですが、非常に施設が老朽化しておりまして、(画像を示す)まず周辺から見させていただくと、トイレ、駐車場があるところに、写真では分かりづらいんですが、一メートル強ぐらいの幅で深さ三十センチぐらいの陥没が起っていたり、周辺に設置されている看板は老朽化して色が剥げていたり、劣化してもうほとんど見るのができない、道路なのかひび割れなのかが分からないというような状況にあります。

周辺施設に関しましても、(画像を示す)見晴らし台、展望台が使えなくなっていたり、左下の写真ですと、階段があるんですけども、コンクリートが剥がれ落ちて、手すりが宙に浮いているような状態であったり、公園に設置されているベンチやテーブルは、もうほとんどがコケに覆われていて、崩れているものなどもありますし、右下は先ほどの湿生公園なんですけれども、本当は真ん中に渡し板があるはずなんですけれども、そちらも板が崩れていて、また、湿生植物も、ほとんど草が生えていて、きれいには見られない状況にあります。

そして、配置されているトイレは、(画像を示す)このような外観であるんですが、トイレに入ろうとすると、なぜかよく分からないんですけども、ほとんどのトイレで階段が破損してしまっていて、コンクリートが剥がれ落ちたりしている。構造上、コンクリートの耐用年数なのかは分かりませんが、階段が破損している状況が多くありました。そして、トイレの中も、塗装が剥げていたり、このように和式の古いトイレでありますので、洋式のバリアフリーになっているトイレというのは、一か所のうちの一つの便器のみということで、それ以外のトイレに洋式は一つもございません。これも改善をされておられません。

そして、先ほどお話した中心となるこの広場、(画像を示す)学習展示館の周りなんですけれども、入り口左上に中央広場とフィールドアスレチックという形で非常に大きな看板がありまして、少し進むと全体の地図があります。

この中、右側にありますけれども、フォレストアドベンチャーとフィールドアスレチックと、言葉が違うのはなぜなのかちょっとよく分からないんですけども、一から十三の遊具が設置されていて、一番の「冒険のはじまり」から、すごく楽しそうな名前がついているんですが、その「冒険のはじまり」がこの写真になります。(画像を示す)

左側、「冒険のはじまり」からいきなり立入禁止の規制線のテープが貼られておりまして、ある意味、はらはらどきどきみたいな形でありますけれども、進んでいっても、この黄色のテープ、至るところにあります。赤いテープのところもあります。ターザンロープになっているようなこの乗るボールは、もうひび割れていますし、右側の丸太があるのは、本来鎖でつながれていて、ゆらゆらする丸太の上に乗って子供が渡り歩いていくということなんですけど、全ての丸太がもう地に落ちておりました。(画像を示す)

また、丸太渡しももう腐っていて、どきどきはらはらの意味がちょっと違うんじゃないかと思うんですけども、真ん中のこの跳び箱のようにまたいで飛んでいくというのも、一か所目バツとなっていますけど、これ本来十何個並んでいるはずなんです。でも、一個、二個しか並んでなくて、最後のほうに行っても、引き続きこのような形で崩れ落ちたアスレチックがそのまま放置されていて、各所に規制線が張られているというような状態です。

ちょっと生々しい写真なので、映すかどうか悩んだんですけども、今回思い切って画像として提供をさせていただくことにいたしました。

一回目の質問からこの間、県民の森の周辺にて、水源地付近で土砂崩れが発生しましたり、老朽化した水道管から漏水があったり、様々なアクシデントと申しますか、そういった対策をせざるを得なくて、限られた予算の中で計画に沿った修繕が行えなかったということにも一定の理解をしております。しかしながら、現状では、県民が安全に安心して利用できる県民の森という地主部長の答弁からは遠ざかっていると言わざるを得ません。

また、利用者の方にもニーズに変化が起きているように思います。このときもそうですけれども、私もよく子供と行って、いらっしゃるお父さん、お母さんに不審がられながらも、「県民の森どうですか」というふうにお声がけをしているんですけれども、フィールドアスレチック自体、森の中で割と傾斜のある険しい中にありますので、お母さん、お父さんから、「熊が出そうで怖い」とか、森の中に入ると虫がすごたくさんいて、「子供が刺されるのが嫌だ」とか、あとは、このアスレチック、「けがしそうなので、ここでは遊ばせられない」とか、トイレも、やっぱり小さなお子さんは和式でトイレしたことないので、「トイレに不便があって利用づらい」というような、いろんな意見を伺っております。

そういったニーズを踏まえた上でなんですが、例えば、現在ほとんどの遊具が利用できない状態になっている先ほどのアスレチック、これ修繕するのはかなり難しいのではないかと考えていまして、見方を変えて、例えば、先ほどの県民の森の中心施設である森林学習展示館や中央広場付近の平らなところに集中して代替の遊具を設置することとか、もしくは、トイレも非常に近い距離に設置されていて、なかなか維持管理大変なのかなと思いついて、集約化した上できれいに修繕して洋式化していただくとか、そういった観点も持って、改めて県民の森の修繕に対して検討していただきたいと思っております。

安心安全な施設利用と県民の森の来場者数の増加を目指して、既存の施設の修繕を図るだけでなく、県民の森自体の新たな在り方についても検討すべきと考えますが、高橋農林水産部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま委員のほうから県民の森の在り方について御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

県では、森林に対する県民の理解促進や保健・休養の場の提供、森林保全活動の機運醸成などを目的に、森林環境教育やレクリエーションの場等の拠点施設として、県内四地域に県民の森を整備しております。このうち、委員からありました山辺町など二市二町にまたがる山形県県民の森は、昭和五十六年、県政百年記念に合わせて、県内で最も早く設置したものでございます。

県民の森は、森林学習展示館や木工等の体験施設、森に囲まれた芝生広場や遊歩道を備え、森に親しみ、木に触れ合い、森林について学べる施設となっており、家族連れのほか、子供会や学校行事等で利用されております。利用者数は、ピーク時の平成二年には二十三万人でありましたが、その後、各地に類似の公園や児童遊戯施設等の整備が進んだこともあり、令和七年には四万一千人まで減少しております。

こうした中、設置から四十四年が経過し、委員からもありましたように、老朽化により、あずまやや木製フィールドアスレチックの破損など、設備の不具合が発生してきております。限られた予算の中、優先順位をつけて順次修繕に取り組んでおりますが、近年は、水源地付近で発生した土砂崩れによる水道管の破損や、老朽化に伴う水道管の漏水など、突発的な故障が頻発し、計画どおりに設備の修繕が進んでいない状況にあります。

また、近隣の地域に広大な都市公園や大型の児童遊戯施設が整備され、遊びや体験を提供する場が多様化するなど、様々な社会変化がある中、県民の森につきましては、単に老朽化した施設を修繕するだけではなく、近隣施設との役割分担を踏まえ、県民の森が担うべき役割や機能を見直した上で、施設の在り方を検討する必要があると考えております。

具体的には、森林に対する県民の理解促進等の県民の森の設置目的に立ち返り、ほかの施設にはない県民の森ならではの機能を発揮できる施設の在り方や整備の方向性について、関係自治体や周辺施設の関係者などから幅広く意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

なお、検討の際には、森林や自然に触れ合うことができるという県民の森の最大の特徴を生かし、利用者のニーズを的確に捉え、利用者の安全性にも配慮した体験プログラムを充実するなど、より多くの方に来ていただける取組を進め、利用者の増加につなげていく視点も重要ではないかと考えているところであります。

県としましては、広く県民に親しまれる魅力ある県民の森を目指して、幅広い視点からしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

利用者の減少ありましたが、この施設では減少してしまうのは当たり前かなと思っておりますし、先ほどおっしゃっていただいたように、県政百年を記念して設置された施設でありますので、今年は県政百五十周年というこ

とでありますけれども、そういった県の周年を記念した代表たる施設だと私は思っております。

本年三月五日にお亡くなりになりました地元の新目視悦元県議会議長は、この県民の森の設置に尽力をされまして、「県民の森そのものが遊び場でもあり、そして森林環境保全の必要性に対する理解の場である」と、私にその意義を語っておられました。

近隣施設との整合性ということもありますけれども、あくまで単なる公園ということではなく、森林を深く学べる施設だということで、ぜひこの県民の森について修繕を図っていただきたい。その上で、各四つの県民の森、総合支庁長に維持管理の予算が委ねられていて、総合支庁長が予算の中でされているということでありましたけれども、この村山の県民の森の修繕については、もはや総合支庁長が予算の中で対応できるものではないと思っておりますので、しっかりリニューアルをしていただきたいと、総合支庁の予算でなく、本体の県庁の予算としてやっていただきたいという要望をしまして、次の質問にさせていただきます。

続きまして、県営林における分収林事業の今後の考え方について伺いいたします。

県営林は分収林契約をしており、森林の土地所有者から県が土地を借り受けまして、杉を育てて、そして契約期間が満了した際には、樹木を伐採、販売し、収益を分配するというふうになっております。

次の資料を御覧いただくと分かりますけれども、(画像を示す)県内各地、各委員の先生方の地元にも分収林あるかもしれませんが、県政八十周年や明治百年等の慶節に県によって広く公募されまして、現在は六十三か所契約が結ばれておりますが、そのほとんどが一九五〇年代から八〇年代に契約が結ばれております。この六十三か所のうち、十年後には約半数近くの二十五か所、十五年後には三分の二となる四十五か所が契約満了となります。

しかし、分収林には課題もございまして、一つには、契約時に比べて木材価格が下がっている一方、現在、人件費、様々なコストが上昇してしまっていて、本来であれば収益を上げて分配をするということですが、伐採しても赤字になってしまうケースがあるということ。二つ目は、契約期間が六十年から八十年と大変長く、おじいちゃん、おばあちゃんが契約して、子供、孫が知らない間に、返却ですとなることがあるということで、それをやる子供の問題、そして、例えば団体で、財産区等で契約している場合、その財産区の構成人数が減少しておりまして、少ない人数で管理をしていかなければならないということ。さらには、他県では土地の所有者が不明になっているようなケースもあるということでございます。

荒廃した森林につきましては、災害が発生したり、生物多様性が失われたり、そしてやまがた森林ノミクスに掲げる緑の循環システムも機能しなくなる可能性が考えられます。

今後、我が県の多くの県営林が契約満了期間を迎えるに当たりまして、木材をできるだけ高い価格で販売できるよう適切な管理を行っていくことはもちろん、立ち木評価を小まめに行いまして、黒字になるのか赤字になるのか、そういった予見を踏まえて、早めに契約満了の後の在り方について土地の所有者と相談していく必要があると思います。

こうした状況の中で、県営林における分収林事業を今後どのように進めていくのか、高橋農林水産部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。答弁者に申し上げます。答弁は簡潔に願います。

○高橋農林水産部長 ただいま分収林事業の今後の考え方についてという御質問ございましたので、お答えしたいと思います。

県が行っております分収林事業は、模範的な林業経営の実践を目的として明治四十三年から始まり、その後、各種記念造林や災害予防造林として拡大を図る一方で、契約の期間満了等を経て、現在、委員からもございましたように、六十六か所、三千二百三十六ヘクタールの規模となっております。

その内訳ですが、県が森林を所有する県有林が三か所、土地所有者と県が分収契約を締結している民有林が六十三か所となっております。

なお、県営林面積のうち、七割が人工林、三割が天然林であり、人工林は八割が杉で、残りはアカマツ、カラマツ等の針葉樹で構成されているという状況であります。

林業の現状についても、先ほど委員からありましたように、木材価格の長期にわたる低迷によって、道路網や緩い傾斜など条件が整っている場合を除き、立ち木を伐採し、販売したとしても、搬出経費を差し引くと森林所有者に利益はほとんど残らないという厳しい状況に置かれております。

また、戦後の木材不足のため、昭和二十年後半から四十年代は、作業条件の整った林地にとどまらず、細い歩道しか通っていない林地や作業性の劣る急な斜面にも積極的に造林されてきました。このため、県営林の中には、木材を搬出するトラックが通行可能な道路網が未整備であるなど、伐採しても収益が見込めない森林があることも課題となっております。

県としましては、今後、多くの県営林が契約満了を迎える中、地理的条件がよく、収益が見込まれる県営林では、所有者の意向を踏まえた上で、適切な時期に伐採を行って収益を確保し、所有者に還元していくということが基本と

なっております。

また、現状では収益が見込めない場合であっても、周辺の森林と一体的に基幹となる林道の開設や施業の集約化を図ることで収益の確保に努めていくこととしておりまして、必要に応じて契約期限の延長も検討してまいりたいと考えております。

また、県営林の中には保安林として指定されているところもございます。水源涵養や災害防止の公益的機能の発揮を求められているところもございます。森林資源と公益的機能の維持を重視し、そういったところは積極的な伐採を行わず、保安林として森林を維持管理していきたいと考えているところでございます。

県営林における分収林事業につきましては、引き続き、木材価格の動向や契約満了の状況を注視しながら、適切な時期に立ち木評価を行って、確実な収益の確保に向けてしっかりと管理運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 鈴木学委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 三 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○五十嵐委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。石川渉委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

石川渉委員。

○石川（渉）委員 日本共産党山形県議団の石川渉です。このたびは貴重な質問の機会をいただきありがとうございます。限られた時間ですので、早速質問に入ります。

中東・イラン情勢に伴う影響により、原油やナフサを加工してできる製品の供給不足及び価格の高騰が、県民生活と地域経済に深刻な影響を与えています。この事態を打開しようと、先日、中小企業者の団体である山形県商工団体連合会から県への要請が行われ、私も同席し切実な状況をお伺いしました。ほかにも、様々な業界や事業者団体が県へ要請を行っているとお伺いしています。事態の打開に向けて質問します。

初めに、現場の状況ですが、今月、お話をお伺いした建築業の方からは、「断熱材が期日どおりに納品されず仕事が回らない。仕事を止めないために一か月先を見越して多めに発注しなければならなくなった。これまでは住宅を完成させてから新しい現場に移っていたが、断熱材を入れる段階でストップしてしまうので、一旦現場に置いてある部材を倉庫にしまって次に移り、納品されたら前に戻って仕事をしている。移動にかかる費用や時間、貸倉庫代、運搬費などのかかり増し経費が持ち出しになっている。住宅の完成が遅れ、収入が減る一方で支出が増え、経営が非常に厳しくなっている」とお聞きしました。別の業者からは、「先行きが見えないため見積書を作成できず、新規の受注をストップしている」との話もありました。

県内の製造業に塗料を販売している会社では、「値段が去年の一・五倍から二倍になった。メーカーからの納品が少なく、商品によっては注文に応えられないものがある。塗料のメーカーからはトルエンがないと聞いている」とのお話でした。

塗装を行っている業者は、「政府は、ナフサの全体量は足りている、目詰まりが原因と言うが、製品にはエチレンやトルエンなど様々な種類があり、足りないものがあるのではないかと。きちんと調査してほしい。少ない商品を首都圏の大口が買ってしまうので、東北の業者に回ってこないという話を聞いている」と言います。

ほかにも、薬局では、「シロップや軟膏を入れる容器の在庫が少なくなっているが、入ってこない」、農家からも、「プラ容器や梱包資材、塩ビパイプ、ビニールシートの価格が高く、注文どおりに来ない。出荷に影響が出る」との話を聞いています。

いつもどおりの仕事を望みながらも、それができないという状況は、決して事業者の責任ではありません。行政が暮らしと営業を守る防波堤として機能することが求められています。

そこで、提案も含めてお伺いします。

事業者団体からも要望が寄せられているように、県内事業者の具体的な影響について実態調査を行い、詳細を把握する必要があると思います。あわせて、県内のナフサ由来の製品に関する流通や需給の調査を行って、情報を把握・公表するとともに、国に対して全国の流通状況を公表するよう求める必要があると考えます。

その上で、事態の根本的解決に向けては、知事会を通じた要請にとどまることなく、山形県として国に対して、円滑な資材供給や価格安定に向けた対応、税や社会保険料の納付期限の延長、さらにはコロナ禍で行った持続化給付金

や雇用調整助成金のような返済不要の直接支援などを要請していく必要があると考えます。

同時に、県独自の対応として、価格が高騰し、調達が困難となっているシンナーや断熱材、各種資材の購入費に対する補助事業の実施や新たな借入れに対する利子補給などの金融支援、コロナ禍で実施された無利子融資の返済猶予を行うことを提案します。

地域経済を支える事業者の営業と暮らしを守るために県としてどのような対策を行っていくのか、産業労働部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 遠藤産業労働部長。

○遠藤産業労働部長 お答え申し上げます。

県では、イラン情勢による県内事業者への影響につきまして、適宜、事業者をはじめ産業支援機関や金融機関などから全庁で聞き取りを行いまして、状況把握に努めているところでございます。その中では、原油価格の上昇や石油由来製品の調達環境の悪化など、影響が幅広く生じており、様々な業種で経営逼迫や事業継続に不安を感じている事業者が見受けられたところでございます。

県では、イラン情勢の影響を受けまして、経営に支障を来している中小企業者を支援するため、三月に産業労働部内に特別金融相談窓口を設置しまして、高騰する資材購入に関する資金繰りなどの相談に早い段階から対応してきております。また、影響が顕在化してきました四月には、商工業振興資金におきまして貸付要件を緩和しまして、これまで、資材流通の停滞による工期延長や潤滑油の調達難による生産調整に伴い必要となった運転資金など、六月二十三日時点、昨日時点になりますが、七十一件を認定しており、多くの事業者の速やかな資金調達につながったものと考えております。

なお、コロナ禍で実施しました無利子融資につきましては、返済条件の見直しや借換えにより事業者の負担軽減を図る措置を講じているところでございます。

一方で、こうした厳しい状況に置かれている事業者にとりましては、今後も様々な経営リスクに備え、事業の継続や収益力向上に向けた取組を進めていくことも重要であります。このため、収益力向上に向けた設備投資や販路開拓を支援する「中小企業まるっとサポート事業費」を拡充する補正予算案を今定例会に提案しております。

具体的には、石油由来製品に過度な依存をしない代替材料や代替燃料への転換、事業の多角化・事業転換、既存設備の省エネ化などに向けた設備投資を補助の対象に加えるとともに、新たな市場の開拓に取り組む事業者に対しまして、国内外の展示会や商談会への出展に対する支援枠を拡大することとしております。

また、今回のイラン情勢のような事態に備えるためにも、事業者におけるBCPの策定は非常に重要であります。そのため、自然災害や感染症に対応した現在の「山形県版BCPモデル」に、地政学リスクにも対応できるオールハザード型や、近年多発するサイバー攻撃への備えを追加し、事業者の方に御活用いただくことでBCPの策定を促進し、事業継続力の強化を図ってまいります。

米国とイランとの戦闘終結に向けた覚書が締結されたものの、今後のイラン情勢はいまだ不透明な状況であります。県としましては、引き続き状況を注視しながら、今後も関係機関と連携を図り、事業者の実情の的確な把握に努め、随時必要な対応につなげてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 今、御答弁いただきまして、一定の対策は取られているということが分かりました。負担軽減の対策もしていただいているということでもあります。さらに、将来に向けても様々な施策を今講じているということですから、今日、私、質問の中でかなり具体的に現場の状況や御要望を述べさせていただきましたが、もう目の前で倒産してしまうかもしれないという危機的な状況を実感している経営者の方もいらっしゃると思います。そういう方々に県としてどれだけの対策が今今できるのかということも求められていると思いますので、そういった対策を今後も県内の状況をつぶさにつかんでいただいて、随時打っていただけるように改めて重ねて要望したいと思います。

部長、ありがとうございます。

今、お話ありましたけれども、県内の状況、大変深刻な状況があると思っております。今の話でも明らかなように、遠く離れた中東での紛争や情勢の不安定化が巡り巡って、ここ山形での断熱材や塗料の不足という形で、私たちの日常や営業を脅かすという事態になっていると思います。

戦争は、世界を混乱させ、人々の生活をただただ大変にするだけで、全く無益なものであるということを示したのが今回の事態だと考えています。日々の暮らしも経済も、全ては平和という土台があって初めて成り立つものだとすることを改めて感じております。どうしたら無益な戦争を避け、平和を守れるのかをしっかりと考えていかなければならないと思います。

私は、世界に先駆けて平和主義を掲げた日本国憲法が、戦争をなくし平和を守るための道しるべではないかと考えておりますので、吉村知事に憲法の平和主義についてお伺いをしたいと思います。

「憲法九条があることで日本は戦争をしないで済んできた」と考えている国民は多く、その思いは現在の緊迫する国際情勢の中で一層強くなっております。

三月の日米首脳会談において高市首相は、トランプ大統領からの自衛隊派遣の期待に対し、憲法九条の制約を伝達したと報道されておりますが、このことは、憲法九条が単なる理念ではなく、実際の軍事行動に対する確かな歯止めとして機能し、現実には日本の平和を守り抜いていることを示したと思います。

しかし、国政では高市首相が、「国の理想の姿を物語るものが憲法だ」と施政方針演説で述べ、与党内からも「国論を二分する憲法改正を進めたい」との発言が出るなど、危うい議論が広がっています。憲法とは本来、権力を持つ側が国の理想を語るものではありません。過去の戦争や人権侵害、独裁などの歴史の痛切な反省を踏まえて、国民の権利や自由を守るために国家権力を縛るルールが憲法です。

立憲主義とは、国家権力を憲法によって制限し、国民の権利や自由を守るべきとする考え方であり、首相などの権力を持っている者が率先して憲法改正を唱えるのは、立憲主義の本質を理解していない、あるいは軽視している危険な状況であることを指摘しておきたいと思います。

憲法には大切な条文が並んでいますが、今回は憲法九条を中心とした平和主義についてお伺いします。

憲法九条には、日本国民の平和をつくるための二重の決意が込められていると思います。一つは、アジアと日本で甚大な命を奪った惨禍を二度と繰り返さないという「再び戦争国家にならない」決意。もう一つは、一切の戦力保持と交戦権を否認し、「戦争のない世界」を国際社会に先駆けて実行するという崇高な決意です。

一九四六年八月の憲法制定議会で幣原喜重郎首相は、原爆の出現によって、「文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争がまず文明を全滅することになる」「戦争を放棄することになりますと、一切の軍備は不要になります」と語りました。原爆によって文明と戦争は両立できなくなった。それならば文明の力で戦争を全滅しよう。そのために戦争を放棄し、一切の軍備を放棄しよう。それを世界に先駆けて実行しようという決意です。

明治維新以来、様々な戦争を行った日本ですが、日本国憲法が制定され九条ができた後、日本が直接戦争に参加したことは一度もありません。自衛隊は、一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出していません。憲法九条は現実には力を発揮し、国民と隊員の命を守る役割を果たしてきたのです。

吉村知事はこれまでに、日本共産党山形県議団の関徹議員の質問に対して、「日本国憲法における平和主義に関しましては、第二次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争についての深い反省と恒久平和の願いに基づいて、基本原理として取り入れられたものであり、現在の日本は、国民主権、基本的人権の尊重を含めた三つの基本原理の下、国民一人一人の努力の積み重ねにより形づくられております。今日におきましても、恒久平和は、県民、国民の希求するところであり、私たち自身が将来の世代につないでいかなければならないものであると考えております」との認識を答弁で示されました。憲法の平和主義を普遍的な価値として全面的に肯定し、恒久平和を次世代へ継承していく重い責任があることを示した大変重要な答弁です。

そこで、お伺いいたします。

現実の平和を守る役割を果たしてきた憲法について、以前の答弁で示された認識を踏まえ、平和主義の根幹をなす戦力不保持と交戦権の否認が果たしてきた意義をどのように評価し、私たちが将来の世代へ引き継ぐべき平和主義とはどのようなものとお考えでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○五十嵐委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

現在、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が長期化し、北朝鮮による弾道ミサイル等の発射による挑発行為が繰り返され、また、イラン情勢の緊迫化が続くなど、国際情勢は厳しさを増しております。

これまでこうした国際紛争が繰り返されてきた中にありましても、日本は憲法の基本原理の一つであり、戦争の放棄、戦力の不保持や交戦権の否認などから成る平和主義の下、戦後一貫して平和国家としての道を歩み続けてくることができたものと考えております。

また、憲法の平和主義に関しましては、委員から御紹介のありました私の認識に何ら変わるところはありません。平和は世界の人々の命や安全、財産が守られ、安心して幸せに暮らすために欠くことのできないものであると考えております。これまで先人の皆様の大変な苦難と努力によって築き上げられ、今を生きる私たちに託された今日の平和というものを私たちが未来につないでいかなければならないと考えております。

この認識の下、昨年、戦後八十年という節目を迎え、地域の戦争の記憶や、それにまつわる資料の散逸が喫緊の課題となっております。そういう中、外部の有識者や地域で継承活動を行う方々で構成する、「戦争資料の保存と記憶継承のあり方検討委員会」を設置し、資料展示の在り方や持続可能な継承の仕組みなどについて検討を進めているところであります。引き続き、戦争の記憶や平和の尊さを次の世代、またその次の世代へと継承できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 御答弁ありがとうございます。非常に大事な答弁いただいたと思いますけれども、改めて確認させていただきたいと思いますが、知事は戦力不保持と交戦権の否認は、今後も守られるべき原則というふうに考えておられるのか、再度御答弁をいただきたいと思います。

○五十嵐委員長 吉村知事。

○吉村知事 大変具体的な詳細な内容ということになってくると思いますけれども、やはり私は先ほどお答え申し上げましたように、戦争の放棄、戦力の不保持や交戦権の否認などから成る平和主義、その下で戦後一貫して平和国家としての道を歩み続けていくことができたと考えておりますので、その答えのとおりでございます。やはり平和を守ることが本当に大事なことだというふうに思っております。

○五十嵐委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 ありがとうございます。先ほどの御答弁と同じということでもありますけれども、私は、この戦力不保持と交戦権の否認が果たしてきた役割というのは、非常に大きな意義があると思っております、これは地方自治体からも守るように発信もしていくし、これを守るために力も尽くしていかなければならないと考えております。このことによって、日本の平和が守られているということを私自身、今回の事態も通じまして改めて感じたところですので、ぜひ皆さんと、これ憲法ですからね、守るために力を尽くして頑張ってもらいたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

ひきこもり状態にある方々への支援について質問をします。

このテーマは、二十二日の一般質問で松井議員も質問されております。質問内容が私ともかなり重複をしております、率直に言って驚きました。ただ、議員二人が質問するほど、当事者と家族や支援者にとっては切実な状況や要望であるということを知っていただきたいと思ひますし、また、別の角度から具体的な提案もさせていただきたいと思ひますので、質問させていただきます。

内閣府の調査によりますと、全国で推計百四十六万人の方がひきこもり状態にあるとされています。日本共産党は、ひきこもりは決して個人の甘えや自己責任ではなく、過度な競争社会や職場のハラスメントといった社会の矛盾が背景にあると指摘をしてきました。

昨年一月、厚生労働省が新たな指針を示したように、行政の現場でも、就労や社会参加をゴールとする従来の在り方は見直しを迫られております。今こそ、本人の意思と尊厳を第一に尊重し、一人一人のペースに寄り添う伴走型支援への本格的な転換が求められております。

こうした中、本年三月、山形市において、「山形市ひと休みびと支援条例」が制定されました。（画像を示す）この条例は、「ひきこもりは誰にでも起こり得ること」であり、次の段階に進むために少し休んでいる状態と捉え、当事者を「ひと休みびと」と称しています。ひきこもりに対する社会の偏見をなくして本人や家族の孤立を防ぎ、市民の正しい理解と寛容さの下で、本人の意思を尊重し、一歩を踏み出そうとしたときに寄り添い、支援する環境を整えることを掲げた画期的なものです。

また、県議会においても、昨年十二月定例会において、当事者の家族と支援者の会である「かたばみの会」から提出された「山形県におけるひきこもり支援の制度拡充及び充実を求める請願」が採択されました。当事者や家族が福祉制度のはざまで、たらい回しにされている現状を打破し、県が寄り添った継続的な支援へと転換すべきだとする請願に、県にはぜひ応えていただきたいと思ひます。

支援には実態把握が重要となりますが、県が行っている「困難を有する若者等に関するアンケート調査」には大きな懸念があります。山形市は、内閣府調査の出現率を基に、市内の該当者数を約二千八百人と推計しています。一方で、県が令和五年度に実施した調査では、県全体での該当者数が一千二百八十八人となっています。一つの市の推計値を県全体の実数が大きく下回るという数字の開きが生じています。

県の調査は、地域の民生委員・児童委員の皆様を通じた把握によるものです。委員の皆様のお尽力には深く感謝いたしますが、社会的な偏見やスティグマを恐れ、家庭内で抱え込み、周囲に隠さざるを得ないケースが多数存在する中、この調査手法だけでは水面下の当事者の実態を正確に捉え切れていません。支援団体や家族会からも、「県の調査は数が少な過ぎ、実態を反映していないのではないか」との声が上がっています。

山形市の推計値との大きな乖離を真摯に受け止め、実態把握のための調査を見直すべきではないでしょうか。また、当面は内閣府調査による推計値も正式に採用し、施策の検討に使う必要があると考えます。

国も動き始めた今、ひきこもり支援は大きな転換期を迎えています。山形県がこれに遅れることなく、当事者や家族の人権を第一にした支援を充実させることが求められています。提案を三点行います。

一点目は、偏見、スティグマからの脱却についてです。

県としても、ひきこもりに対する偏見をなくすため、山形市が定義しているように、「次の段階に進むために少し

休んでいる状態」にある当事者の意思を尊重する理念を支援策の根幹に据え、当事者が安心して暮らせる社会をつくるため、全県的な啓発などの取組を抜本的に強化すべきと考えます。

二点目は、就労ファーストから脱却し、当事者に寄り添う体制を構築することについてです。

県の相談窓口である自立支援センター「巣立ち」は、他機関への紹介が主となっており、家族からは「あちこちたらい回しになった」との声が寄せられています。「巣立ち」で相談者をしっかり受け止め、職員が中心となって様々な機関と連携する体制へと強化することが必要です。

三点目は、民間の活用についてです。

本人のペースに合わせた長期的な寄り添い型の支援を進めるためには、就労後も利用できる居場所づくりや、各地域で専門的な伴走支援を担う民間支援事業所、家族会などへの予算を伴った支援が不可欠と考えますが、県として民間の活用を後押しする施策を進めていってはどうでしょうか。

以上について、ひきこもり状態にある方々への支援をどう進めていくのか、健康福祉部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 城戸口健康福祉部長。

○城戸口健康福祉部長 ひきこもり支援について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

ひきこもりは、偏見により本人が傷つくことで長期化・深刻化することがあるため、県では、当事者の実情や気持ちに寄り添った支援の充実に向け、取組を進めているところです。

委員からは、三点御提案をいただきました。

一点目の偏見をなくすための啓発につきましては、県では、ひきこもり相談支援者研修やひきこもりサポーター養成講座を開催し、参加者に対し、偏見の解消につながる正しい知識の普及啓発に努めております。また、県民全体に向けた啓発を官民連携で推進するため、令和七年四月に設立いたしました、幅広い関係者が一体となって孤独・孤立対策を推進するプラットフォーム「やまがたつながり支えあいネットワーク」の関係機関と連携し、ひきこもりを含む孤独・孤立に関する啓発や理解浸透に取り組んでまいります。

二点目の当事者に寄り添う体制の構築につきましては、県では、自立支援センター「巣立ち」において、様々な背景を持つ本人や家族からの相談をしっかりと受け止めた上で、相談内容に応じ、より効果的な支援ができる専門機関や民間団体につないでいるところです。その上で、伴走型支援をより充実させるためには、住民に身近な市町村における支援体制の強化が必要です。そのため、県主導の下、市町村や民間支援団体等の関係機関を参集して、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を県内四地域で開催し、事例紹介や情報交換等により地域のネットワークを強化するとともに、市町村に対し、ひきこもり支援の中核となる、「ひきこもり支援ステーション」の設置に向けた助言等の支援をしてまいります。

三点目の民間活用につきましては、例えば、県では社会参加に困難を有する子供・若者等の相談窓口を担う若者相談支援拠点や、働くことに悩みを抱える若者の就労を支援する地域若者サポートステーションなどの民間団体と連携して、悩みを抱える県民に寄り添った施策を展開しております。一方、市町村では、ひきこもり支援ステーションを設置している五市町村のうち、米沢市、鶴岡市及び長井市において、居場所づくりや家族会開催等を支援していると伺っております。このような事例を参考としながら、民間団体の協力を含めた取組を推進してまいります。

県としましては、ひきこもりの方やその家族に対する偏見を解消していくとともに、誰もがためらうことなく身近な支援機関等に相談し、必要な支援につながる環境づくりに努めてまいります。

○五十嵐委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 今、様々な施策を行っているというお話がありました。正しい知識の普及啓発という点ですが、孤独・孤立対策つながりサポーターネットワークですか、まだ始まったばかりだと思いますけれども、こういった事業は本当に大きくいろいろな機会を捉えて、県民に啓発できるように運営を進めていかなければならないと思っております。

県の役割と市町村の役割がやはり今後の取組では非常に大事になってくるんじゃないのかなと思っておりまして、そういう点でも、「巣立ち」の役割もあるんですけれども、市町村にしっかりとステーションなり窓口なりをつくっていくという方向で今動いていらっしゃるということなので、そこはさらに充実させていっていただきたいと思っております。

それから、様々な支援団体への支援も、市町村レベルでは、米沢市、鶴岡市、長井市ですか、家族会対象ですかね、行われているということですが、こういった取組は市町村だけでなく県でも費用を折半するなど含めて事業化して、どんどん県内の家族会、支援団体、支援していくということをやっていけば、今、県のホームページに記載、掲載されている家族会や支援団体も幾つかあるかと思うんですけれども、そういったところにもお伺いしますと、「非常に財政的には厳しい状況の中で、様々な財団などからの支援も受けながら活動を進めている」というお話をお聞きしておりますので、そういったところに対する本当に重層的な支援をこれからどんどん進めていっていただけれ

ばありがたいと思っております。

いずれにしても、この取組、近年になって個人モデルから社会モデルへということで大きく状況が変わってきていると私も認識しておりますので、まだ始まったばかりということで、県の皆様と一緒に力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。今後ともよろしくお願いをいたします。

部長、ありがとうございました。

次に、学校給食費について質問させていただきます。

今年度から、小学校等の給食費無償化が始まりました。学校給食は、本来であれば国の責任と財源において全国一律に無償化されるべきものです。その実現を目指して「学校給食の早期無償化をめざす山形県民の会」が署名を集め、二〇二四年十月に県に提出、私も給食費の無償化を質問で取り上げ、市町村でも無償化が広がる中で、国による無償化がスタートいたしました。長年の運動の成果を喜ぶしたいと思います。

一方で、課題もあります。

初めに、重度の食物アレルギーや不登校などで給食を食べない、いわゆる非喫食者の子供たちへの対応についてです。

県内の状況ですが、非喫食者の子供たちに対して、食材費相当額などの給付を行う市町村は八市町村、検討中が十市町村、ほかには非喫食者がいないなどの理由で行わないと聞いています。同じ山形県内に住みながら、居住する市町村によって支援を受けられる子供と受けられない子供が生じる可能性がある状況です。

国の制度設計によれば、非喫食者も支援対象であり、国と県の負担により、市町村は制度を整えれば財政負担をほとんどせずに支援できます。

不登校やアレルギーに悩む御家庭は、毎日のお弁当の準備や代替食の用意など、既に日常的に大きな負担を抱えています。

制度を丁寧に周知し、情報提供やアドバイスを積極的に行うことで、県内全ての市町村で非喫食者の子供たちへの支援が実施されるように働きかけていただきたいと思います。教育長の見解をお伺いします。

○五十嵐委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 学校給食の無償化につきましてお答えをいたします。

令和八年四月から公立小学校において学校給食費の抜本的負担軽減、いわゆる給食費無償化が始まりました。この制度でありますけれども、子育て支援の観点から、学校給食法上、保護者負担となっている食材費の負担軽減に取り組む自治体への支援として実施するというものでございます。支給の基準額である一月当たり五千二百円を政府と県が二分の一ずつ負担することになりましたが、県の負担分についても全額地方財政措置がなされることとなっております。また、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収可能というふうに制度上されているところであります。

それで、非喫食者支援について御質問いただきましたが、今、委員から御指摘のありましたとおり、給食費の抜本的負担軽減に係る所要額につきましては、重度のアレルギーや不登校等の非喫食者も含めた児童数で算定されております。また、本事業の実施に係る文部科学省の通知にありますが、市町村が非喫食者支援のために取り得る対応例として、食材費相当額の金銭給付または現物給付等が示されているところであります。

非喫食者に対する支援に関する県内自治体の状況について委員からもありましたが、それについて少し詳しく申し上げますと、県教育委員会の調査に「実施する」と回答したのは八市町村でした。また、「検討中」と回答した市町村、十ございましたけれども、それは、「今年度非喫食者がいるので実施に向けた具体的な検討を今している」というもの、もしくは、「今後、非喫食者が生じた場合、実施に向けて検討する予定」といういずれかでありました。いずれも前向きということです。さらに、「実施しない」という選択肢を回答した十七の市町村に直接聞き取りを行いましたところ、現在、非喫食者がいないため具体的な検討には入っていないものの、今後、非喫食者が生じた場合には、前向きに検討するという回答をほぼすべての市町村からいただいているところであります。

非喫食者への対応については、市町村の判断に委ねられている、制度上そうなっているわけではありますが、県教育委員会といたしましては、未実施の市町村に対して、保護者負担の抜本的な負担軽減の趣旨ですとか、政府から非喫食者も含めた児童分の予算措置がなされていることなどを丁寧に説明しまして、実施に向けた検討を後押ししてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 ほとんどの自治体で実施をする、あるいは前向きに検討をされているということを聞きまして、安心をいたしました。県内全ての自治体で実施されるように引き続き対応をお願いしたいと思います。

次に、中学校給食費に対する県の支援についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

県内の状況を見ますと、市町村によって、中学校まで完全無償化を実施できている自治体と、小学校のみにとどま

る自治体が混在しています。

他県の状況を見ますと、東京都では、令和六年度から区市町村の負担軽減経費の二分の一を都が補助する事業を開始しております。さらに、地方においても県で支援を行うところが広がっております。青森県では、令和六年から学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を創設し、無償化を実現しました。和歌山県でも、国の動向を待てないとして、県が二分の一を補助する制度に踏み切っています。栃木県においても、物価高騰と地域格差を背景に、県として市町村を支援し、今年度から無償化を始めております。

中学生の保護者からお話をお聞きますと、「高校生は授業料が無料になりました。小学生は給食費の負担軽減が始まりましたけれども、中学生は部活動の地域移行などで負担は増える一方で、負担軽減の事業はほとんど行われていない」というような声も寄せられております。

そこで、本来は国がやるべきという原則論ありますけれども、それにとどまるのではなく、先行する他県と同様に、中学校給食費の無償化を県の制度として行うように提案をしたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○五十嵐委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 中学校の学校給食費の負担軽減について御質問いただきましたので、お答えいたします。

現在、県内において中学校の学校給食費の負担軽減に取り組んでいる市町村は、全額を実施しているのが二十一、一部助成を行っているというのが十四であり、県内全市町村において何らかの負担軽減策がなされているものと承知をしております。また、県立中学校につきましては、県が一部助成を行っているということでございます。

今年度から小学校の学校給食費の負担軽減が始まったわけですが、これは、先ほど申し上げたとおり、実質全額政府の財政支援で実施しております。中学校の学校給食費の負担軽減ということですが、仮に県独自で実施する場合の所要額を、データが明らかとなっている令和六年度で試算してみますと、公立中学校の生徒数が二万五千二百五十二人で、中学校給食費、これ月平均額で五千九百九十七円ということでしたので、これを基準額として試算いたしますと、県全体年額で約十六億六千五百万円ということになります。この財源の確保というのが大きな課題ということになるかと思えます。

中学校における給食費の負担軽減につきましては、政府は令和七年十二月十九日付の「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」と、この中で、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討するという方針を示しております。県教育委員会では、今年五月、全国都道府県教育長協議会を通しまして、政府に対し、中学校の給食費の負担軽減についても早期の実現に向けて検討を進めるよう緊急要望をしたところでございます。今後も、政府の動向ですとか、他県の取組状況等を注視するとともに、機会を捉えて、引き続き政府に対して要望を行ってまいります。

○五十嵐委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 中学校の給食費の負担軽減事業を県単独でやろうとすれば、十六億六千五百万円ということで多額の費用かかるわけですが、これ財政的に、東京都は先ほど言った中では豊かな財政持っているということは私も承知しておりますけれども、東北の中では青森県が既に実施をしておりますし、和歌山県、栃木県も決して豊かな財政ではないと思うんですね。こういったところが市町村と力を合わせて、二分の一ということですが、山形県でいえば八億三千万円ということになるかと思えますが、こういった負担をしてでも子育て中の世帯の負担軽減に取り組もうということで頑張っているというのは、非常に大切な視点ではないかと思っております。ぜひ山形県でも実現できるように、その財源どこから持ってくるのかとか、他県の事例も参考にしながら調査もしていただいて、前向きにこの制度取り組んでいただけるようお願いしたいと思いますし、本来は国がやるべきものですので、国に対しても強く早期の実現を求めているいただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。教員不足及び未配置問題について質問をします。

本県における教員の未配置状況は、深刻な推移をたどっています。（画像を示す）五月一日の小中学校における未配置数は、令和七年度には二十六人となり、今年度も十七人となっています。この表のとおりです。もはや未配置が生じることが常態化していると言わざるを得ません。前年度より減少したからよかったというものではなく、新学期早々の未配置は、子供たちの学びの環境に対する重大な問題です。何年間にもわたって未配置が続く事態は、一時的な現象ではなく構造的な問題であり、根本的な解決が必要です。

学校現場では、本来であれば正規教員が配置されるべき定数枠に、財政的な理由から、一時的な代替職員であるはずの臨時的任用教員、いわゆる常勤講師を充て続ける運用が続いてきました。

この構造が生じた大本の原因は、二〇〇〇年代初頭から国が進めてきた一連の行財政改革と教育改革にあります。二〇〇四年の義務教育費国庫負担金の総額裁量制の導入及び二〇〇六年の国庫負担率の二分の一から三分の一への引下げという財政上の制度変更により、地方自治体は限られた予算の中で正規教員の採用を抑制せざるを得なくなりました。結果として、人件費の調整が容易な臨時的任用教員へ依存する構造が定着しました。

このような状況の中で、現場の教職員組合からは、過重労働による精神疾患での休職者の増加や代替教員確保の困難によって、正常な学校運営に支障を来しているとして、安心して働ける環境整備を求める切実な要求書が提出されています。また、山形県市町村教育委員会協議会からも、新年度のスタート時点でさえ定数に満たない異常事態や、産休・育休・病休の代替者が確保できない危機の解消を求める要望書が県に対して寄せられています。

私は、昨年六月定例会の予算特別委員会において、「正規教員の採用を増やすことで未配置を解消すべきだ」と提案しました。これに対して教育長からは、「本県の正規教員の割合は九三・二%と全国平均を上回っている」との答弁をいただいております。しかし、その高い正規比率を維持している本県においてなお、今年度十七人もの未配置が生じているという事実は、正規教員が絶対的に不足していることを示しています。

深刻な未配置を根本から解決するためには、国への働きかけが不可欠です。義務教育費国庫負担率を二分の一に戻すこと、そして、長らくストップしている教職員定数改善計画を再開し、必要な定数を国の責任で維持・改善することを国に対して強く求めるように要望します。

その上で、正規教員を増やすことについて教育長にお伺いをいたします。

教育の安定には、正規教員の確保が不可欠です。もはや臨時的任用教員で欠員を埋め切ることとはできないという事実を直視し、将来の少子化リスクよりも現在の教育環境の崩壊リスクを重く見るべきです。

教員の配置は、正規教員で足りない部分を講師で埋めるわけですが、これ次の表になりますけれども、（画像を示す）年度当初から、令和四年度は三百七人ですね。どんどん増えてまいりまして、今年度三百四十一人を正規教員で埋め切れないので、もう既に年度当初から講師で埋めざるを得ないという状況になっているのが今の現状です。講師が足りなくなるのは当然です。正規教員の採用を増やすことが必要ではないでしょうか。

まず、現場を支えている講師の経験を正当に評価する選考方法、あるいは試験免除などを拡充して、既に現場で活躍している人には正規になってもらう取組を進めるべきです。

また、令和七年度から産休・育休の代替教員に正規教員を配置した場合でも国庫負担金の対象となるようになりました。「それまで一年契約だった産育休代替者が、正規として採用され、現場に残る。そのことが未配置の減少に大きく寄与していると実感している現場もある」と報道されています。この制度改革を捉え、産休・育休代替に正規教員を採用・配置することで正規教員を増やしてはどうでしょうか。

さらに、育児や介護などに合わせて短時間勤務を柔軟に取得できるようにすれば、それらを理由に離職したり復職をためらったりする方を減らすことができると考えます。令和七年度の育児短時間勤務・部分休業教員は小学校・中学校合わせて七名、介護は二名と聞いています。増やせるのではないのでしょうか。休業等の制度の周知の徹底や職場の意識改善を進めることを求めたいと思います。

これらの取組を通じて、正規採用の増員を進めるとともに、教育不足の状況を改善して未配置をゼロにし、子供たちの学習環境の整備、また、働きやすい職場環境の整備を進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○五十嵐委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 学校の教員不足への対応についてお答えいたします。

教員の未配置が生じている学校では、教育の質を担保するために当該学校の教員一人一人の負担が大きくなるということから、その解消は喫緊の課題であると強く認識しております。

そのため、県教育委員会では、ペーパーティーチャー向け説明会の開催ですとか、地域人材と学校をつなぐ新たなマッチングシステムの活用などの取組を行っております。これらの取組により、一定程度の改善は認められるわけですが、未配置の解消にはまだ至っておらず、引き続き様々な方法で取り組んでいく必要があると考えております。

まず、委員からお話のありました政府への働きかけということにつきまして、今月四日に文部科学省に対しまして、「令和九年度政府の施策等に対する提案」において、教員基礎定数の拡充や専門スタッフの十分な配置について、私から直接要請を行ってまいりました。

そのほか、委員から三つの具体的な取組について御指摘がありましたので、順次お答えをしたいと思います。

一つ目の講師の正規採用についてであります。講師としての勤務実績に応じた特別選考というものを設けておりますので、より多くの方に正規教員を目指していただけるよう、しっかり促すとともに、可能な範囲内で正規教員として任用を進めてまいりたいと思います。

二つ目の産前産後休暇・育児休業の代替職員への正規教員の配置についてでございますが、これは育児休業等の期間によって正規教員を配置できる条件が限られてくるため、年度によってばらつきは生じますが、国庫負担金の対象とされるようになった令和七年度には十四名の正規教員、令和八年度には七名の正規教員を配置して活用を進めているところでございます。なお、その分の正規教員の新たな採用につきましては、これは将来必要となる教員定数とのバランスを考慮しながら、全体の採用数に加味しているというところで、これは毎年度、今後も精査してまいります。

三つ目の育児や介護に応じた短時間勤務ということでございますが、部分休業等の制度、これは制度としては整備されているものの、御指摘のとおり活用は限定的な状況となっております。その要因であります、不在となる時間帯の授業ですとか、あるいは担任業務にどう対応するのかといった学校特有の事情があります。この解決策として、例えば、小学校における教科担任制の導入ですとか、複数学級での合同授業など、これは働き方改革にもつながる取組の推進というものが考えられます。こういう好事例を学校に伝えながら、教員が育児や介護と両立して働き続けられるよう、職場全体で支え合う学校運営というものを後押ししてまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、教育の質を維持していくため、また、教員が働きやすさを実感できる教育環境を整備していくためにも、引き続き、未配置の解消に向けたこれらの取組を着実に進めてまいります。

○五十嵐委員長 石川委員。時間が迫ってきましたので、これからの質問、簡潔にお願いします。

○石川（渉）委員 既に取り組んでいる施策もあるということですので、しっかりと進めていっていただきたいと思います。

教育長、ありがとうございました。

最後に、保育士の配置への支援について質問させていただきたいと思います。

「子どもたちにもう一人保育士を！」のスローガンで保育士の配置基準や待遇改善を求める運動が全国に広がって、二〇二四年四月から四歳・五歳児の配置基準が三十対一から二十五対一へと改善されました。実に七十六年ぶりのことで画期的な成果ですが、子供たちが豊かに成長できる保育をしていくためには、さらなる配置基準の改善が必要との声が現場から出されております。先日伺った保育園では、ゼロ歳児や一歳児の基準も早期に改善してほしいとの要望を伺いました。

保育士の給与は、配置基準で計算される人件費を保育園に勤務する保育士の数で割って決まります。そのため、子供の安全を守るなどの理由で配置基準よりも多くの保育士を配置している保育園ほど保育士の給与水準は低くなります。長時間の低賃金労働で、やりがいがあっても耐えられずに辞めていく保育士が次々に出る、構造的な問題です。

あるベテラン保育士は、保育士が少ないために、「子供たちに、待っていてね、後から行くねと言ったものの、約束を守れず一日が終わり、何度も後悔した。子供に我慢をさせ、保護者に遠慮をさせ、後輩保育士を悩ませた幾つもの経験は、一生忘れられない思い出となって心に刻まれている」と言います。そして、こうしたつらい思いが積み重なることで、子供が大好きなのに保育園を辞めてしまう保育士を出したくないとの思いで、「子どもたちにもう一人保育士を！」の運動を進めてきたそうです。この声を受け止めて、現状を変えるときではないでしょうか。

県は保育園支援のために、保育士育児休業取得促進補助事業を実施しています。今年で三年目の事業ですが、二年目までの執行率が当初予算比で二割程度と聞いており、これまでの成果を踏まえた見直しが必要だと思えます。保育園からは、既に基準以上に配置しているのだから、この実態に合わせて支援をしてほしいとの声が上がっています。

保育園への効果的な支援になるように、二つのやり方を具体的に提案します。

一点目は、ゼロ歳児や一歳児に対して、国基準以上の配置基準を県で設定し支援を行うことです。既に埼玉県、長野県などで実施をしております。（画像を示す）

二点目は、配置基準の計算について、国とは別の方法で計算し、国基準による計算との差となる分について支援を行う方法です。

国の基準に基づく必要保育士数の算出は、各年齢の子供の数を基準数で割り、園全体で合算した上で四捨五入を行う仕組みになっています。しかし、この計算方法は現場の実態に合いません。

そこで、保育士数を各年齢ごとの段階で切り上げる処理を行ってはどうかと思えます。子供たちの安全を守るためにも、また、勤務環境を改善し継続して働ける環境をつくるためにも、保育士の配置支援を行うことが必要だと思えます。見解をシェアさせていただきます。子育て応援部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 齋藤しあわせ子育て応援部長。簡潔に答弁してください。

○齋藤しあわせ子育て応援部長 お答え申し上げます。

県では、保育士が誇りとやりがいを持ちながら、安心して働き続けられるよう、保育士サポートプログラムを策定し、市町村や関係団体と連携して、保育士の処遇改善をはじめ、保育人材の育成・確保など総合的な取組を進めているところです。

委員からお話のありました育児休業取得促進事業は、働きやすい職場環境づくりとキャリア継続による処遇改善につなげるため、令和六年度から実施をしております。毎年十か所を超える施設で活用いただいております。今年度は、より利用しやすい制度とするため、要件の緩和を行っております。

政府が示しました令和七年度からの「保育政策の新たな方向性」により、現在の保育政策は「量の拡大」から「質の確保・充実」へと大きな転換期を迎えております。今年度から全ての市町村で実施されている「こども誰でも通園制度」をはじめ、障がい児等の受入れや虐待・事故対策の強化など、保育施設や保育士に求められる役割は一段と重

要になっておりまして、保育現場では、保育の質の確保や新たな課題に対応するため、国の配置基準を上回る保育士を独自に配置している施設も一定数あるものと認識しております。

こうした状況を踏まえまして、現在、加算措置にとどまっている一歳児の保育士配置基準につきましては、「令和九年度政府の施策等に対する提案」において、その早期改善を提案しており、今後も機会を捉え、政府に働きかけてまいります。

また、委員から御提案のありました県独自の配置支援につきましては、保育士の負担軽減や施設運営の安定化につながることを期待される一方で、先行して独自支援を行っている県では、制度の導入が必ずしも広がっていない状況などもありますことから、財源の確保や保育人材の確保といった課題も含めて、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

県としましては、今後とも現場の声を丁寧にお聴きしながら、市町村や保育関係団体等と連携して、保育士が安心して働き続けられる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 石川渉委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十七分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○五十嵐委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。高橋弓嗣委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

高橋弓嗣委員。

○高橋（弓）委員 自由民主党の高橋弓嗣でございます。

皆さんは、今年三月六日に公開されました東日本大震災の災害派遣活動を舞台にした映画「宣誓」を御覧になったでしょうか。——ありがとうございます。震災から十五年という節目を迎えたタイミングで公開され、陸上自衛隊の全面協力の下、過酷な被災地で任務に奔走した自衛隊員たちの葛藤と、被災した人々の喪失と再生をリアルに描いた作品として話題になりました。私は、山形地方協力本部長に勧められまして、この映画を鑑賞しましたが、自衛官が自分自身の家族も被災するという大変な中で、被災者に寄り添い続けた活動の裏側を知り、改めて感謝の気持ちが湧いた作品でもありました。

この場をお借りいたしまして、日頃から私たちのために活動してくださっている自衛官の皆様に敬意と感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

初めに、サクランボ栽培について伺ってまいります。

県内はサクランボシーズンであります。そのシーズンも折り返しとなり、早くも終盤となってまいりました。昔は七月のお中元の時期に最盛期を迎えるため、贈答品として贈るには最適の品物でありました。

しかし、ここ数年は気候変動の影響で生育が早まっており、県が五月に実施した作柄調査によれば、収穫最盛期は前年より二日程度、平年より七日程度早いとのことであります。また、今年の予想収穫量は一万二百トンから一万一千百トンとなっております。近年は、凍霜害や高温など気候の変化に振り回され、残念ながら二年続けての不作という結果になりました。

特に昨年は、マメコバチの減少などをはじめ、開花期の受粉がうまく進まなかったことから、今年は受粉用蜜蜂の導入費用と人工授粉に用いる輸入花粉の購入費用を市町村やＪＡ等の生産者団体と連携して支援したところであります。

私の地元東根市でも、「前の年よりも蜜蜂を一群増やした」とか、「うちは二群増やした」とか、意欲的に取り組んだ生産者の声を伺っております。

また、輸入花粉についても、これまで使用していた方からは、「補助があつて大変助かった。これまでは高額なので使っていなかったが、初めて使用した」などの話を伺っており、今年こそは絶対にならせるという生産者の強い思いを感じたところであります。

そのような中、不作が続いたことを受け、日本一のサクランボ産地の維持・発展に向けて、昨年九月には「山形さくらんぼ産地再生会議」を立ち上げ、今年三月に開催された会議では、「山形県さくらんぼ産地再生ビジョン」が示されたところであります。

このビジョンにおける結実確保の部分には、「ミツバチ・輸入花粉の導入支援」「マメコバチ減少要因の解明・増殖

技術の開発」とあるわけではありますが、今年の結実確保の取組成果をどのように捉えているのか、また、マメコバチ増殖に向けた取組の状況、そして今年のサクランボの作柄について、高橋農林水産部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま委員から、結実確保についての取組ということで御質問いただきました。お答えしたいと思います。

今年のサクランボにつきましては、令和六年、七年と二年続けて収穫量が八千トン台に落ち込んだことから、日本一の産地として大きな危機感を持ち、今年こそ収穫量一万トン以上を必ず確保するという決意を持って、関係者一丸となって取組を進めてまいりました。

まず、生産者に、確実に実をならせるという意識を持ってもらうため、県では、今年一月に結実確保対策をテーマとした「さくらんぼ産地再生フォーラム」を開催したほか、主産地の市町やＪＡ等においても、フォーラムや研修会が数多く開催されてきました。

さらに、具体的な結実対策として、県と市町、生産者団体が協調し、受粉用蜜蜂の導入と、人工授粉用輸入花粉の購入に対する支援を実施してまいりました。また、開花期には、「さくらんぼ結実大作戦！」と銘打って、花粉の供給源となる授粉樹の切り枝の設置や人工授粉の実施など、できる限りの対策を実施するよう、ＪＡ等と連携して研修会を県内各地で開催したほか、マスメディアやＳＮＳ等も積極的に活用して、生産者に強く働きかけてまいりました。

これらの取組によって、リースの蜜蜂は、前年の約一・二倍が導入されたほか、切り枝の設置や人工授粉についても例年よりも多く実施され、授粉用の毛ばたきが売り切れたＪＡもあると聞いております。こうした結果、今年の予想収穫量は、委員からもありましたように、前年比一二三％から一三四％の一万二百トンから一万一千百トンとされ、現在、収穫の終盤となっておりますが、これまでのところ気象条件にも恵まれ、果実肥大や着色は良好で、降雨による裂果や高温による障害果の発生も少ないことから、目標の一万トンを超えることが見込まれていると考えております。これは、結実対策を推進してきたＪＡ等の生産者団体や市町村などと、それを受けて結実確保対策に取り組んだ生産者の努力の成果であると考えております。

過去二か年の不作によって揺らいだサクランボ産地としての信頼を取り戻し、産地ブランドを再構築するためには、生産・出荷の安定が最も重要でありますので、いかなる気象条件でも収穫量一万トンを必ず確保できるよう、結実対策はもとより霜対策や収穫期の高温対策について、引き続き関係機関と連携して、オール山形の万全な体制で気を緩めることなく、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、委員からもございましたように、結実不良の要因となっているマメコバチの減少への対策であります。県では、マメコバチの死亡要因の一つである天敵のダニの発生を抑制する技術の研修会開催や動画配信など、増殖するためのマニュアルに沿った管理を生産者に働きかけてまいりました。

また、減少要因の一つとされる夏季の高温の影響についての研究も実施しており、これまでに、一日のうち六時間を四十度で十日間さらされると、繭の中のさなぎや成虫が多数死亡することが確認されており、実際にひなたに置かれたマメコバチの巣箱では、巣内の温度が五十度以上になることも実際に判明しているところであります。このため、死亡に至る温度や時間、時期などについても詳細に分析を進めるとともに、マメコバチが増殖しやすい環境を解明するため、筑波大学と連携して、蜂が好んで集める花粉の種類を明らかにする研究にも取り組んでいるところであります。

なお、マメコバチの増殖しにくい環境下でも、着実に増やしている園地も確認されておりますので、これら研究結果に加え、現場の優良事例を集め、安定的に増殖できるマメコバチの管理技術を早急に構築してまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 サクランボの開花期は、結実の成否を決める最大の山場と思っております。結実確保においては、このたびの蜜蜂や輸入花粉の導入支援は、大変効果のあったものだと感じております。

しかし、結実を確保するためには、多くの人的労力を要します。訪花昆虫などは天候不良時には飛ばないわけですから、その分、人が毛ばたきなどを使って一本一本手作業で受粉させていくわけであります。

手のかかる農産物ではありますが、手をかけた分だけ結実が進むという生産者の意識が醸成された成果が非常に強かったのではないかと感じているところです。

「さくらんぼ産地再生ビジョン」の重点推進期間は、今年から令和十年までとなっておりますけれども、蜜蜂や輸入花粉の導入支援は今年度までとなっております。この事業は来年度も継続して、さらなる生産者の意識醸成にもつなげていく必要があると考えますが、高橋農林水産部長の御所見をお伺いいたします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 蜜蜂や輸入花粉への導入支援の継続についてどう考えるのかという御質問であったかと思い

ます。

サクランボの受粉に使用する蜜蜂の導入と輸入花粉の購入を支援する支援事業については、令和七年度十二月補正予算と二月補正予算の事業として、加温ハウス栽培と露地栽培を対象に実施したところであります。現在の支援事業については、政府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、今年一月から実施しており、令和八年度当初予算では、令和九年産の加温ハウスも対象として支援する予定でいるところであります。

先ほどの答弁でも申し上げたとおりでありますけれども、マメコバチが減少しているという状況、これもなかなか回復していない状況の中で、蜜蜂の導入拡大と、あとは人工授粉の実施ということは、開花期の気象条件が恵まれた今年産においても、結実確保に大きな役割を果たしてきたと考えているところであります。

先ほど申し上げたように、引き続きマメコバチの個体数がなかなか回復してこないという状況の中では、令和九年産においても、より多くの蜜蜂を導入して、産地全体の訪花昆虫の密度を高めていくことが必要であると考えていますし、あとは開花期の気象条件、これが今年のように必ずしも良好になるとは限らない中で、結実を安定していくという観点に立てば、輸入花粉を用いた人工授粉についても引き続き実施していかなければならない状況が続いているのかなと認識しているところであります。

九年産も確実に収穫量一万トンを維持していくということを考えますと、県と市町村、生産者団体と協調した新たな事業化も念頭に、支援事業の継続を検討してまいりたいと考えているところであります。

○五十嵐委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 それでは、ぜひお願いしたいと思います。

次に、昨年も質問しているんですが、花粉採取への支援について伺ってまいりたいと思います。

花の時期に蜜蜂などの訪花昆虫に併せ、人工授粉用の花粉として使用する輸入花粉は、結実に対して非常に有効なものであると考えております。

しかし、昨年の六月、委員会でも質問して紹介させていただきましたが、二〇二三年、中国でリンゴや梨などの果樹を全滅させかねない恐ろしい細菌病である火傷病が発生し、これを受けて、日本政府は中国産のリンゴと梨の花粉について輸入を全面的に中止している状況であります。

現在、本県では、サクランボの輸入花粉は中国産とアメリカ産が使用されておりますが、輸入花粉を使用している生産者は、サクランボでも火傷病のような事態が発生し輸入停止の措置が取られれば、突如として受粉させる花粉がないというピンチを迎えることになりかねません。

果樹の開花期は一瞬であり、そのタイミングを逃すと、その年の収穫に大きく影響を及ぼすことになります。

また、円安や現地コストの上昇によって、輸入花粉の価格自体が年々上がっており、現在は県としても購入支援をしているものの、生産者の経営を圧迫しているという現状もございます。

併せて申し上げれば、輸入花粉は、海外で採取しまして、精製プロセス、そして輸送時の温度管理、そういったものが不適切だと使用しても実がつかないという受粉率にばらつきが発生する可能性が考えられます。せっかく高い金を払って購入し、人手をかけて授粉作業をしても、花粉の品質によっては結実しないという空振りのリスクがあることになります。

そこで、本年も提案してまいりたいんですが、地元でサクランボの花粉を採取する取組を推奨していただきたいと思います。

しかし、リンゴや梨と違って、サクランボは花粉の入った袋である葯が小さく、花粉を採取するのには非常に大変だと聞いております。それでも本県として、葯採取機や開葯器などへの補助ができれば、少しでも良質で安定した花粉を確保することができるのではないかと考えますが、高橋農林水産部長のお考えをお伺いいたします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 花粉の採取に対する支援についてお答えしていきたいと思います。

現在、サクランボの人工授粉に使用されている中国産とアメリカ産の輸入花粉については、園地十アールあたりに使用する花粉の価格が、七千円から二万三千円程度まで幅があり、品質についても、花粉の採取方法や管理方法の違いから、商品により受粉効果にばらつきが見られるのが現状であります。また、輸入花粉は円安の影響もあり、令和八年の価格は五年前の令和三年の約二倍に高騰し、使用する生産者の負担も大きくなっております。

一方、委員からありました、生産者が自ら採取した花粉は、最適な状態に保つためのきめ細かな管理ができることから、受粉用花粉としての品質が安定し、高い人工授粉の効果が期待されているところであります。

生産者による花粉の自家採取は、手作業で花を摘み取った後、専用の機械を利用して複数の手順を経て花粉を収集します。具体的には、花を攪拌して雄しべから葯を取り出す葯採取機、葯を乾燥する開葯器、葯から花粉を精製する花粉精製機などを使用し、それぞれの段階で多くの人手をかけながら花粉を採取していくことになります。

これら花粉採取に必要な機械の導入に当たりましては、市町村や生産者団体が行う花粉生産圃場の整備や機械のリ

ース導入を一体的に支援する、農林水産省の果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業が活用できることになっております。ただ一方で、この事業については、大規模な花粉採取を想定しており、県内産地での事業活用には至っていない現状にあります。

また、これらの機械は一台二十万円から三十五万円程度で、年間で数時間しか使用しないことから、当面、サクランボにおいては、小規模の生産者団体や少人数の生産者グループ単位での共同利用が想定されるため、農林水産省の支援事業を補完するような形で、県単独の支援メニューについても検討してまいりたいと考えております。

一方で、サクランボは、リンゴや梨と比べて花が小さいため、花粉を自家採取する場合は、花の摘み取りに時間を要することに加え、花粉の採取効率も悪いため、多くの労力がかかるという状況にあります。

このため、県としては、今年から簡便に花粉を採取できる新たな方法の検討を始めたところであり、これまでの輸入花粉の利用や、従来の方法による自家採取の支援を継続しつつ、並行して、手間がかからずに人工授粉できる省力的な花粉採取技術の早期開発に取り組んでまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 大変ありがたい話がたくさんあったなと思いました。東根市の生産者では、佐藤錦の花が咲く前に、授粉樹の花が咲いてしまったため、慌てて授粉樹から花粉を取り出して、その生花粉を佐藤錦に受粉させたという方もおられました。こうした努力が少しでも報われるようによろしくお願ひしたいと思います。

さて、県では今年度から、サクランボの新品種開発の手順を見直しすることになりました。これは気候変動に対応し、強いサクランボ産地づくりを加速させるためであります。

サクランボの新品種開発は、種をまいてから木が成熟して評価できる実をつけるまでに最低でも四年から五年かかるため、一世代の評価に膨大な時間がかけられ、非常に長い年月と根気、そして高度な技術が必要とされていました。

本県では、新品種候補の評価試験の段階における一般園地での委託試験を省くなどして、期間を約二十年から七年に短縮することで登録までの手順を早め、気候変動に対応した新品種を作るとのことです。

今回、私が言いたいことは、気候変動に対応した品種を開発することも、もちろん大切なことだと思っておりますが、せっかく新品種開発を早めるのであれば、受粉専用の品種を開発できないかということでもあります。

先ほども申し上げましたが、授粉樹の花の時期と交配樹の花の時期が合わないというケースが増えており、結実を確実にするためには、主力品種の開花時期に同じように咲く授粉樹があれば大変有効なものだと思っております。

また、生産者からは、授粉専用の品種は花粉の量が多く、実を収穫しなくてもよいものが理想だとも聞いておりますし、また、リンゴでは、授粉専用の品種があるとも聞いております。この件につきまして、高橋農林水産部長のお考えをお伺ひしたいと思います。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それでは、お答えしたいと思います。

サクランボには、紅秀峰、やまがた紅王のように開花時期が早い品種と、佐藤錦や紅さやかのように開花時期が遅い品種があります。また、サクランボは一般的に同じ品種の花粉では受粉しても結実しないため、それぞれの開花時期に合う授粉樹を組み合わせることが結実を安定させる上で必要不可欠となります。

一方で、サクランボには自らの花粉で結実できる自家和合性という性質を持つ品種があり、こうした品種は開花時期が合えば、ほかのどの品種に対しても授粉樹として利用することができます。県では、これまで自家和合性品種として紅きらりを育成しており、授粉樹としての活用も進めているところであります。

委員から御提案のありました授粉専用品種につきましては、花粉の量が多く、果実はならず、全ての品種に対して授粉樹となれることが理想であります。しかしながら、果実が実らなくなる遺伝的な要因については、現在のところ十分に解明されていない状況にあります。

このために、そうした品種の育成に向けては、果実がなりづらい品種を親として、花粉の量が多い品種や自家和合性の品種との交配を何世代にもわたり繰り返す必要があり、遺伝子を解析する技術を活用して品種の選抜を効率化した場合であっても、実用化までには相当な年月を要することが想定されます。

理想的な授粉専用品種が、開発に相当の年数を要する現状を踏まえると、当面は現在ある授粉樹を最大限活用しながら、結実の安定化を図ることが重要であると考えております。具体的には、佐藤錦の多い園地に授粉樹となる紅さやかを植栽することや、佐藤錦の木に紅さやかの枝を接ぎ木するなど、訪花昆虫や人手による授粉が効率的に行える環境づくりを引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、県では、今年度立ち上げた「さくらんぼ新未来プロジェクト事業」において、農工連携によるスマート農業機器の開発に着手しており、小型ドローンを使った人工授粉など、授粉作業の省力化を開発テーマの一つとして検討を進めているところであります。

県としては、引き続き結実の安定化に向け、受粉対策の実施を呼びかけるとともに、授粉作業の省力化技術や

授粉専用品種の開発も視野に研究に取り組み、日本一のサクランボ産地を守り続けられるよう、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 高橋部長、ありがとうございました。

いろいろ研究なさっていただいて、知恵と工夫をして、この産地を守っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、今年三月末に改定されました山形県地域防災計画の広域防災拠点について伺ってまいります。

本計画は、国の防災基本計画に基づき、災害から県民の生命、身体、そして財産を守るために、山形県防災会議が策定している総合的な防災の基本計画で、震災対策、風水害等対策、津波災害対策の三つの編で構成されております。

本県は、一級河川の最上川、広大な豪雪地帯、複数の活断層、そして蔵王山や鳥海山、吾妻山などといった活火山があります。また、日本海側は津波のリスクも抱えており、山形ならではの地形や気候、そして併せて高齢化や過疎化などに特化した備えのために、独自の計画が必要になるわけであります。

近年の全国的な豪雨災害の教訓やコロナ禍を経て必要となった避難所の感染症対策、大雪による大規模な車両立ち止まり対策、さらには要配慮者の個別避難計画の義務化など、時代や法改正、最新のテクノロジーに合わせてその中身をアップデートしていく必要があると思っております。

このたびの改定ポイントの一つとして、県は広域防災拠点を設置することを示されました。この広域防災拠点は、県内で大規模災害が発生した際に備えて設置するものと、他県で大規模災害が発生し応援が必要となった場合に、空路を使用した支援を想定して山形空港とその周辺に設置するものであります。

このたびの補正予算にも、調査のための費用として約一千八百万円が計上されておりますが、どのような内容なのか、また、今後の防災拠点設置までのスケジュールなどを庄司防災くらし安心部長にお伺いしたいと思います。

○五十嵐委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 ただいま委員から、地域防災計画の広域防災拠点に係る予算の内容等について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

山形空港及びその周辺における広域防災拠点につきましては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など他都道府県において大規模災害が発生し、被災都道府県への応援が必要になった場合に、円滑に広域応援活動を実施するために設置するものであり、本県の災害対応力の強化に資するためのものであります。

広域防災拠点の他県の事例を見ますと、愛知県では、名古屋空港周辺に災害対応業務の統括機能や支援部隊の活動拠点、支援物資の集積・中継・分配機能を集約した拠点について、新たに整備が進められております。

一方で、岩手県におきましては、最小限のコストで早期に防災体制を確立するため、花巻空港とその周辺にある県、市町等の既存施設をネットワーク化して活用する分散連携型で、支援部隊の現場活動支援、ＳＣＵ・臨時医療施設機能、支援物資の受入れ・分配機能などの整備が図られております。

この整備構想の策定に当たりましては、いずれの県におきましても有識者等で構成する検討会を設けて議論がなされております。

県といたしましては、こうした先行事例を参考に、広域防災拠点の整備に向けまして、防災分野の有識者や専門家等による検討委員会を立ち上げ、必要な機能や役割など基本的な考え方を改めて整理をした上で、平常時の運用も考慮して、必要となる施設とその規模、合理的な配置案、整備費用や整備スケジュールなどについて検討をしてまいります。また、整備手法につきましても、先ほど申し上げましたが、新設型あるいは既存施設の活用型あるいはそれらを組み合わせた手法等々、多角的な視点から比較検討いたしまして、本県の実情に即した具体的な整備方針を策定してまいりたいと考えております。

なお、検討に当たりましては、地元自治体をはじめ、関係機関等とも意見交換を行いながら丁寧に対応をしてまいります。

こうした整備方針を検討するための経費として、このたびの六月補正予算において、今年度から二か年の債務負担行為を設定し、検討委員会の運営や必要な調査、資料作成等について、専門的知見を有する事業者への業務委託に要する費用などを計上してございます。

整備方針の取りまとめにつきましては、来年秋頃までかかる見通しでありますけれども、大規模災害はいつ発生するか分かりませんので、整備方針に沿って、できるだけ速やかに広域防災拠点が整備されるように取り組んでまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 丁寧な説明ありがとうございました。

本県の空港においては、現在、山形、庄内の両空港において空港機能強化検討会議を開催し、空港将来ビジョンを

策定すべく話し合いが進められているところでありますが、このビジョンと地域防災計画における広域防災拠点設置の関係性というのがどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

○五十嵐委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、山形空港及びその周辺における広域防災拠点の整備につきましては、頻発・激甚化する災害に対し、本県の災害対応力を強化するための取組の一つであり、来年秋までに整備方針を取りまとめた上で着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

一方、空港将来ビジョンにつきましては、山形空港と庄内空港それぞれに設置された空港機能強化検討会議において、空港が地域のために果たすべき役割や必要な機能強化策等について幅広く議論が進められており、今年度中に策定される予定と承知をしております。

このうち、山形空港機能強化検討会議におきましては、観光振興や地域経済への寄与に加えまして、防災機能の強化についても、視点の一つとして議論がなされていると承知をしており、広域防災拠点の機能とも密接に関連してくる面があるものと認識をしておりますので、空港将来ビジョンの所管部局であるみらい企画創造部と、それぞれの検討状況について情報共有しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 いずれその空港ビジョンとリンクしてくる部分というのがあるんだろうなと思っておりますが、より有効な施設となるようにお願いしたいと思います。

ここから私の所感になりますけれども、東日本大震災を思い出しますと、震災直後、激しい揺れと津波によって太平洋側の交通インフラは完全に麻痺し、仙台空港も冠水して使用不能となりました。

その中で、山形空港は震災翌日の三月十二日午前七時五十九分には、いち早く滑走路の閉鎖を解除し、東北新幹線や仙台空港の代替輸送ルートとしてフル稼働するとともに、宮城県をはじめとする被災地支援の最前線基地となったわけであります。

当時、通常は午前八時から午後七時半の運用時間でありましたが、国や自衛隊、警察、消防の航空部隊を迎え入れるため、四月七日までの間、完全な二十四時間運用体制がしかれ、夜間も管制や給油、整備の灯が消えることはありませんでした。

また、空からの物資を被災地へ届けるため、あるいは内陸の山形側から宮城側へ直接物資をピストン輸送するための陸路として、国道四十八号は極めて重要な役割を果たしたと思っております。

当時、山形自動車道は緊急車両専用の道路啓開が最優先で進められましたが、一般の支援車両や自治体の給水車、民間物流のトラック、そして避難する人々の車で、一般道である国道四十八号にも膨大な交通量が集中しましたが、この横軸ダブルネットワークこそが仙山圏の命の綱として機能したわけであります。

このような過去を振り返りながら、広域防災拠点を設置していくことになると思いますが、山形空港がある東根市をはじめ、今後設置を計画する自治体や住民に対しては、丁寧な説明が必要だと思っております。

また、新たに整備する場合などには、有事以外の利活用についても十分な検討が必要と考えます。

そして、広域防災拠点の設置には、そのアクセスを考慮したインフラ整備もセットで考えていかなければなりません。特に国道四十八号の果たす役割は重要と申し上げましたが、脆弱区間のバイパス化に向けて働きかけも引き続きよろしくお願いいたします。

庄司部長、ありがとうございました。

では次に、先日の会派代表質問において、榎津博士議員から外国人材の確保対策の強化についての質問がありましたが、私からは介護サービスを支えるための人材確保として、介護事業者における外国人材活用の現状について伺ってまいります。

今の日本の人手不足は、少子高齢化による生産年齢人口の急減が根底にあり、人手が足りないという段階を超え、企業の存続や社会インフラの維持を脅かす深刻なレベルに達しています。

介護業界においても外国人材の活用は、慢性的な人手不足を背景に、貴重な労働力から現場に不可欠な中核戦力へと急速にシフトしており、外国人介護職員の数も右肩上がりに増加しています。

特に二〇一九年に新設された在留資格、特定技能一号による介護分野の在留者は、出入国在留管理庁が公表している二〇二五年十二月末時点での速報値によれば、約六万七千八百人に達し、過去最多を更新し続けております。

本県においても外国人介護職員の数は増えているものと捉えておりますが、一方で、利用者とのコミュニケーションが難しいなどの課題や、より条件のよい都市部へ移るといった中途離職などの課題を抱えている現状もあります。

介護事業者が著しく不足すると試算される中、本県の外国人材活用の状況はどうなっているのか、また、離職をはじめとした課題をどのように捉えているのか、併せて今後の対応について、城戸口健康福祉部長にお伺いをいたします。

す。

○五十嵐委員長 城戸口健康福祉部長。

○城戸口健康福祉部長 介護事業者における外国人材活用の現状についてお答え申し上げます。

少子高齢化の進展に伴い、介護人材の確保は困難さを増しております。県では、介護職を目指す生徒・学生への資金貸付けや、介護職員が悩みを相談できる窓口の設置、生産性向上による職場環境の改善、介護のイメージアップを図る広報事業など、多面的な人材確保・定着対策に取り組んでおりますが、本県の今年四月の福祉・介護分野の有効求人倍率は二・二九倍と、全職種平均の二倍超に達しております。

こうした介護人材不足は全国共通の課題であり、国内だけで人材を確保することは極めて厳しい状況にあることから、外国人材の活用が実効性の高い解決策の一つと考えられます。

本県における外国人介護職員数は、例年実施している県の実態調査の結果によりますと、令和四年度の百二十四人から、令和七年度には三倍超の三百九十人にまで拡大しております。出身国は、ミャンマー、インドネシア、ベトナムといった東南アジア諸国が上位を占め、在留資格では特定技能が、受入先では特別養護老人ホームなどの入所施設がそれぞれ大半を占めております。

受入れ事業者においては、日本語学習や介護福祉士資格取得などのキャリアアップ支援に加え、通院や買物の付添いといった日々の生活支援に至るまで、外国人職員が本県を第二の故郷と感じられるような温かみのある環境づくりに懸命に取り組まれていると伺っております。また、昨年度の実態調査では、「生活が安心で安全」「食べ物がおいしい」などとして、八割以上の職員が山形県での生活におおむね満足しているという回答が得られております。

その一方で、同調査では、令和六年度に約二割が在留期間満了前に中途離職し、その半数以上が県外や他業種へ転出している厳しい実態も明らかになっております。主な離職の理由ですけれども、「居住地域の利便性への不満」が挙げられ、交通の不便さや冬の寒さなど、地方特有の生活課題が影響したものと考えられます。加えて、事業者からは、「渡航費や紹介料といった採用に係る初期費用の負担が重い」という声も寄せられております。

こうした課題を踏まえ、県では、山形県外国人介護人材支援センターに相談窓口を設置し、外国人職員や事業者からの相談に親身に対応するとともに、受入れ事業者が行う日本語学習や居住環境の整備等に対する補助事業を実施しております。また、「令和九年度政府の施策等に対する提案」において、地方への定着に向けた生活支援や採用コストへの支援拡充について提案を行ったところです。

県としましては、将来にわたり県民が安心して介護サービスを受けられるよう、引き続き外国人材活用の重要性を事業者と共有しながら、外国人材が働きやすく、生活しやすい環境を整えるなど、外国人介護人材の受入れ拡大と定着促進にしっかりと取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 今、二割ぐらいの方ですか、少し課題を抱えているなと思いますけれども、一人でも多くの方にやっぱり山形に残っていただきたいですし、これから増えると思いますし、増やしていかなければなりませんので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

部長、ありがとうございました。

では次に、国際交流について伺ってまいりたいと思います。

こちら代表質問において、榎津議員が姉妹・友好州省との今後の相互交流の在り方について質問されておりましたが、私からは地域課題解決に向けた国際交流について探っていきたいと思います。

昨年十一月に、みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課が取りまとめた「山形県の国際化の現状」には、本県の姉妹県州等の締結の歴史以外にも県内市町村の姉妹都市・友好都市の一覧も掲載されておりますが、（画像を示す）私の準備した資料を御覧になっていただきたいんですが、北海道・東北六県、そして新潟県の姉妹提携状況が記載されておりますので、御覧になっていただければと思います。

この資料によれば、姉妹提携数は、北海道が十、青森が六、本県と宮城県そして秋田県が三、新潟県が一となっており、岩手県と福島県は締結先がないという状況であります。数字が全てではありませんが、本県は国際交流がある程度進んでいるものだなと感じたところであります。

では、姉妹都市や友好都市の締結に至るきっかけというものは何なんでしょうか。自治体によって様々ありますが、必ず小さな点としての交流が始まりとなり、それが徐々に地域全体を巻き込んだ大きな輪へと広がって始まるわけがあります。

一般的には、過去の歴史的な出来事や共通の文化的遺産が縁となるケース、同じ名前の自治体、また市民の活動が先にあって、後から行政が追いかけてくる形や、大規模なイベントを介したもの、被災時の支援に対する恩返しなどが挙げられます。

一方で、これからの国際交流は、一昔前の記念碑を建てて、お互いに表敬訪問し合うといった形式的な国際親善か

ら、地方財政の緊迫化や人口減少、デジタル技術の発展などを背景に、コストを抑えて、お互いの地域の課題解決にもつながる交流へとシフトしていく必要があるのではないのでしょうか。

こうしたことを鑑みて、今後、本県においても既存の姉妹県州・友好県省との交流を発展させることはもとより、本県の強みや課題との親和性を踏まえながら、お互いの強みを掛け合わせ、双方の発展につながる国や地域との国際交流を戦略的に進めることが重要だと思っております。

そこで、このような相乗効果を狙った国際交流についての見解を沖本みらい企画創造部長にお伺いいたします。

○五十嵐委員長 沖本みらい企画創造部長。

○沖本みらい企画創造部長 今後の国際交流の在り方についてお答えいたします。

国際交流には、人と人、地域と地域の相互理解と友好関係の構築が不可欠であると考えております。これまでの国際交流は、相互理解や友好親善、平和への貢献を目的として進展してきたものが多く、姉妹県州の締結もこうした理念を背景に広がってきたものと認識しております。

本県においても、米国コロラド州や中国黒龍江省、インドネシア・パプア州との姉妹県州・友好県省の締結は、それぞれの地域との歴史的なつながりや人的交流を積み重ねた結果として実現してきたものであり、交流の根底には相互理解と友好親善があったものと認識しております。

一方で、現在の自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化がもたらす人手不足と地域経済への影響、さらにはインバウンド観光客の増加など大きく変化しております。

このため、今日の国際交流においては、これまでの相互理解や友好親善の考え方を大切にしながらも、地域課題の解決や県勢発展につなげていくという視点が、これまで以上に重要になってくるものと考えております。

実際に、現在姉妹県州の盟約締結に向けて協議を進めている米国ハワイ州との交流も、つや姫の輸出を契機として、県産酒の輸出やインバウンド誘客の促進、ハワイ州議会議員の本県農業関連施設への視察など、双方の発展につながる様々な分野に交流が広がっているものですが、つや姫の輸出に当たっては、ハワイでのプロモーションにおいて、ハワイ山形県人会にも御協力いただいたところであり、こうした交流を通じた現地との信頼関係の構築がこのような交流分野の拡大にもつながったものと考えております。

また、昨年九月に知事がモンゴル国を訪問し、新モンゴル学園及び山形大学との間で、生徒・学生の交流促進等を通じた人材育成を目的とする協力覚書を締結したところであり、この訪問を機に今年度から十九名のモンゴルの学生が県内へ短期留学を行うなど交流が拡大しております。新モンゴル学園は、山形大学への留学経験があるモンゴル人の方が、山形西高をモデルに創設されたと伺っており、こうした御縁から、新モンゴル学園の理事長とCEOが来県されるなど、本県との交流を重ね、協力覚書締結に至ったものであります。

今後とも、相互理解や友好親善という国際交流の価値を大切にしながらも、県勢発展にもつながるよう、交流の深化と交流分野の拡大に取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 高橋委員。

○高橋(弓)委員 戦略的に国際交流というのは進めていかなきゃいけない時代に入ったなと思っています。ハワイ、モンゴルと明るい材料もたくさんある中でありますけれども、一つ御紹介させていただきたいのが、今年の三月末に自民党会派の有志にて、ヒマラヤ山脈の東端に位置するブータン王国というところに行ってきました。画像を適宜見ていただきたいと思いますと思うんですが、(画像を示す)この現地調査の目的は、ブータン側の民間送り出し機関であるJINZAIという企業と、それから技能実習や特定技能などの外国人材受入れを行う特定監理団体・エール事業協同組合をはじめとした観光業や宿泊業、介護事業者などの関係五団体によるMOU締結に立ち会うためでありました。

民間同士の締結とはいえ、ブータン王国の雇用・起業局長とか、それから在インド日本国大使館の公使なども御出席されて行われたところであります。

この締結は、本県が抱える労働力不足の解消という足元の課題を解決させつつ、ブータンの若者に質の高いキャリア形成の機会を提供するというニーズのマッチングが国際交流のモデルとして注目され、マスコミにも取り上げられたところであります。

また、その日の夜にはブータン首都のティンブーというところで、県知事級行政長官や、ブータン国王の提唱によって始まった国家的な人材育成プロジェクト・DSPという職業訓練所の関係者との夕食会が行われ、受入れ前後の一貫した支援体制の重要性が議論され、特に日本語教育の充実、生活支援、職場への定着支援、さらには家族的な地域コミュニティといった関わりなど、多角的な支援の必要性が確認されたところであります。

単なる労働力の受入れにとどまらず、双方の文化や価値観を尊重した人と人の交流として発展させていくべきとの認識も共有されたところです。

これからの国際交流や人材の行き来は、互いにウィン・ウィンでなければ持続しないと考えております。特に人材確保については、他県や他国との比較ということになってくるわけでありますので、選ぶ側から、やっぱり選ばれる

側という認識の転換が重要なのではないのでしょうか。

ブータンは、気候においても、風土や文化においても、本県と似たような雰囲気を感じる国でありました。この画像を見ていただきますと、(画像を示す)一緒に踊ったりして意気投合してきたところでもありますけれども、首都ティンブーの県知事をはじめ、日本への興味を強く持っておられる方が多かったなと印象を持っております。今後の本県の国際交流においても、ぜひブータン王国を心に留めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

沖本部長、ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移りますけれども、来年三月十九日から何が始まるか分かりますでしょうか。神奈川県横浜市を会場に、二〇二七年国際園芸博覧会、通称「GREEN×EXPO二〇二七」が始まります。今日は、鈴木憲和大臣に言われまして、「トウクトウク」というマスコットキャラクターのバッジをつけてきたところでございます。

こうした緑に対する機運が全国的に高まっているという中でありますけれども、日本各地において街路樹や公園の木が突然倒れるというニュースを耳にすることが多くなっています。

この背景には、一九六〇年代から一九八〇年代の高度経済成長期や都市開発の時期に、一斉に樹木が植えられ、約五十年が経過し、樹木自体が高齢期を迎えていることをはじめ、コンクリートやアスファルトによる根の成長制限と損傷、太い幹や枝の強剪定、また、近年のゲリラ豪雨や強風、豪雪などの気候変動などが影響しているという状況があります。

こうした現状に加えて、特に街路樹に関しては、落ち葉が敷地に入ってくる、虫が増えるなどの住民要望により、伐採するケースが増えているようにも感じます。

街路樹にも高木、また中低木などの様々な形態のものがありますが、高さ三メートル以上のものを高木と呼んでおります。高木は、国土交通省国土技術政策総合研究所の調査によれば、二〇二二年三月末時点で、国や地方自治体が管理する道路に約六百二十九万本植えられているとのことであります。

その推移は、一九八七年に約三百七十一万本であったものが、二〇〇二年には約六百七十九万本と十五年間で約一・八倍に増加いたしました。ところが、二〇一二年までの十年間は横ばいの傾向だったんですが、さらに二〇二二年までの十年間では減少傾向となり、ピークであった二〇〇二年から約五十万本減少しているという状況であります。

本県においても同様であると考えられますが、また、植える樹種なども時代とともに変化しているというわけでもありますけれども、県が管理する街路樹の現状について、永尾県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○五十嵐委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 県が管理する街路樹の現状についてお答え申し上げます。

街路樹につきましては、安全で快適な通行や生活環境の確保など、都市部における良好な道路空間を形成するため、これまで植栽の取組を進めてきたところでございます。

現在、県が管理する道路における街路樹は約七万八千本ございまして、このうち委員御指摘の高さ三メートル以上となる高木の本数につきましては、最新のデータである令和六年度で約一万六千本ございまして、ハナミズキやイチヨウなどを中心とした樹種を植栽しております。

こうした中、近年、街路樹の老木化等が進みまして、腐朽、腐る・朽ちると書きますけれども、その腐朽や病害による倒木のおそれが生じているほか、根の持ち上がりによる歩道の損傷、枝葉の繁茂による視認性の悪化、さらには害虫や鳥害による環境悪化などによりまして、道路利用者の皆様の安全性や住民の皆様の生活環境に支障を来し、やむを得ず伐採している事例もございます。その結果としまして、高木は過去五年間で約一千三百本減少しております。

○五十嵐委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 ありがとうございます。

本県には、約一万六千本もの街路樹があるわけですが、五年間で一千三百本減少しているという状況が分かりました。

街路樹は、景観といったまちに緑を添えるという見た目の美しさだけでなく、私たちの快適な環境の保全、交通安全、そして防災などの多様な機能を持っています。

例えば、近年の温暖化に対しては、葉からの蒸散作用によって気温上昇を抑える効果や、アスファルトへの直射日光を遮り、路面温度の上昇を抑制する効果、自動車の排気ガスに含まれる窒素酸化物を吸収させ、空気を浄化させる効果もあります。また、樹木の葉や枝が自動車の走行音などの騒音を遮ったり吸収したりし、沿道の静穏な環境づくりにも寄与しています。

ほかにも、交通安全面では防護壁機能や、防災面においては火災発生時の延焼遮断帯としての機能も有するなど、街路樹は私たちの生活にとって大切な役割を担っていると思っております。

一方で、街路樹の維持管理に当たっては、予算面での制約や、住民からの苦情や要望への対応など多くの課題もありますが、決して簡単なものではないと思っております。

今後は、街路樹の適切な維持管理によって、緑を生かしながら、地域住民や利用する方々にとって安全で快適な道路空間を維持していく必要があると考えますけれども、県としてはどういう対応をして維持管理していくのか、お考えを永尾県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○五十嵐委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 街路樹の維持管理の在り方についてお尋ねございましたので、お答え申し上げます。

街路樹による緑化は、委員御指摘のとおり、温暖化の環境に対する効果ですとか、あるいは沿線地域の美しい景観の形成や道路利用者の通行の安全性・快適性の確保、さらには、火災時の延焼防止といった防災機能など、多様な機能を持ち合わせております。

一方で、先ほど申し上げましたような街路樹の老木化等に伴う課題も生じてきておりまして、今後一層、街路樹の適切な維持管理を進めていく必要があると考えております。

このため県では、倒木や枝葉による交通への支障等のおそれがないか、日常の道路パトロールにおいて、車中からの目視を基本とする点検を常時行っているところでございます。

こうした中で、この老木化は全国的な課題ともなっておりますことから、今年三月、国土交通省におきまして、「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」が策定されまして、点検・診断の効率化・重点化の考え方が示されたところでございます。

県としましては、このガイドラインを踏まえ、予算や人員の制約の中で、例えばＡＩによる画像診断等の新技術の活用も研究しながら、街路樹の効率的かつ計画的な維持管理を進め、道路利用者と地域住民の皆様、双方にとって安全で快適な道路空間の確保に努めてまいります。

○五十嵐委員長 高橋委員。残り時間が僅かですので、簡潔にお願いします。

○高橋（弓）委員 皆さん、ちょっと画像を適宜見ていただきたいと思いますんですが、（画像を示す）先月ですけれども、仙台市建設局百年の杜推進部公園管理課長より、街路樹の維持管理についてお話を伺ってまいりました。

仙台市は、「杜の都」というだけあって、街路樹の歴史も古く、またその数も多いわけですが、特にケヤキなどの高木に対する姿勢や、また、管理方針は、他の自治体と比べて一線を画しており、「杜の都」のブランドを守るため、自然な樹形を美しく大きく育てることに強いこだわりを持っていたようであります。

このこだわりを形にするために、画像にも載っておりますが、仙台市街路樹マネジメント方針を策定し、都市資源としての積極的な活用、そして適正な街路樹管理の推進などを行い、併せて仙台市街路樹マニュアルによって維持管理の徹底が行われておりました。

また、倒木などを未然に防ぐための街路樹健全度調査の実施、仙台市街路樹更新計画による適正化も行われ、限られた財源の中で間引き、改植、撤去を行っているとのことであります。

ちょっとはしょって行きます。もう時間ですね。

じゃあ、一言だけ、申し訳ありません。今後の本県の街路樹の維持管理においては、卓越した技術を持った造園業の技術承継や、不要樹木の利活用について、積極的に取り組んでいただきたいと思います。何よりも街路樹という緑を減らすことなく、後世に残す工夫を検討していただくようお願いしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○五十嵐委員長 高橋弓嗣委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 一分 閉 会